

第3次千葉市障害者計画及び 第4期千葉市障害福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

(案)

平成27年3月

千葉市

目 次

| | |
|----------------------|----|
| 第1部 総論 | 1 |
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置付け・他計画との関係 | 2 |
| (1) 位置付け | 2 |
| (2) 他計画との関係 | 2 |
| 3 計画の期間 | 3 |
| 4 「障害者」とは | 3 |
| 第2章 本市の障害者の現状 | 4 |
| 1 障害者数の推移 | 4 |
| (1) 身体障害者 | 4 |
| (2) 知的障害者 | 7 |
| (3) 精神障害者 | 9 |
| 2 実態調査結果 | 11 |
| (1) 障害者ご本人について | 11 |
| (2) ご家族や介助者について | 13 |
| (3) 希望する相談制度 | 15 |
| (4) 災害時に不安に思うこと | 16 |
| (5) 療育・保育について困っていること | 17 |
| (6) 学校・教育について | 18 |
| (7) 一般就労のために必要なこと | 19 |
| (8) 地域で生活するために必要なこと | 20 |
| (9) サービス利用について | 21 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 25 |
| 1 基本理念 | 25 |
| 2 計画の視点 | 26 |
| 3 計画の構成 | 27 |

| | |
|-----------------------------|----|
| 第2部 各論 | 28 |
| 基本目標1 相談支援の充実 | 28 |
| (1) 身近な相談支援機関の充実 | 28 |
| (2) 専門的な相談支援体制の強化 | 30 |
| (3) 情報提供の充実 | 32 |
| 基本目標2 地域生活支援の充実 | 34 |
| (1) 自立した地域生活への支援・促進 | 34 |
| (2) 日中活動の場、生活の場の確保 | 38 |
| (3) 福祉用具利用支援の充実 | 40 |
| (4) 経済的支援の充実 | 41 |
| 基本目標3 保健・医療の充実 | 43 |
| (1) 障害の原因となる疾病等の予防と早期の対応の充実 | 43 |
| (2) 地域での医療体制等の充実 | 45 |
| 基本目標4 障害児に対する支援の充実 | 46 |
| (1) 早期発見・早期療育の体制の整備 | 46 |
| (2) 障害児支援の充実 | 48 |
| (3) 学校教育の充実 | 49 |
| 基本目標5 社会参加の一層の推進 | 52 |
| (1) 相互理解の推進 | 52 |
| (2) 一般就労の支援 | 54 |
| (3) 福祉的就労の支援 | 56 |
| (4) 文化・スポーツ活動の充実 | 57 |
| (5) ボランティア活動の促進 | 59 |
| 基本目標6 生命、身体、財産の安全確保 | 60 |
| (1) 防犯・防災体制の整備 | 60 |
| (2) 権利擁護の推進 | 62 |
| 基本目標7 生活環境の整備 | 63 |
| (1) 住環境の整備 | 63 |
| (2) 公共施設等の整備 | 64 |
| (3) 安全な交通の確保 | 65 |

第3部 障害福祉サービス提供の見込量等

(第4期千葉県障害福祉計画) 66

第1章 計画の基本的な考え方 66

1 指定障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する

基本的考え方 66

(1) 地域生活を支える訪問系サービスの充実 66

(2) 自立した生活を営むための日中活動系サービスの保障 66

(3) 地域における暮らしの場の確保 66

(4) 就労支援の強化 67

(5) 相談支援体制の充実・強化 67

2 平成29年度までに達成すべき目標 68

(1) 施設入所者の地域生活への移行 68

(2) 地域生活支援拠点等の整備 70

(3) 福祉施設から一般就労への移行 71

第2章 指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策 72

1 指定障害福祉サービス等の見込量算定の考え方 72

2 指定障害福祉サービス等の見込量確保の方策 73

3 指定障害福祉サービス等の見込量 74

第3章 地域生活支援事業の実施に関する事項 77

1 必須事業 77

2 任意事業 80

第4部 計画の推進に向けて 82

1 関係機関・地域等との連携 82

2 当事者の障害者施策への参加 82

3 進行管理と評価 82

4 計画の弾力的運用 82

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成23年3月に「第2次千葉市障害者計画」、平成24年3月に「第3期千葉市障害福祉計画」を策定し、「すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、障害の有無にかかわらず、相互に個性を尊重し、人格を認め合い、そして支え合うことにより、安らぎのあるあたたかな共生社会をつくる。」という基本理念のもと、さまざまな障害者施策や福祉サービスの供給量の確保等を通じて障害者の方の自立と社会参加の促進に取り組んできました。

しかし、障害者数は増加傾向にあり、急激な社会構造の変化や、障害者本人や家族等の高齢化、障害の重度化・重複化に起因する問題、災害時等における安全確保などへの対応等、新たな課題も生じてきています。

一方、国では、平成22年6月に、障害者制度改革の推進のための基本的な方向について、閣議決定がなされ、障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現のため、障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図ることとされ、以後、障害者権利条約の批准に向け、国内法の整備が進められました。

障害者基本法の一部改正、障害者虐待防止法の制定、障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正、障害者優先調達推進法の制定と法令等制度改革が行われ、平成25年9月に国の障害者基本計画(第3次)が策定されました。

同じく平成25年に障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の改正等が行われ、平成26年1月には、障害者権利条約が批准されております。

こうした障害者をめぐる動向や法制度の変革の動きに的確に対応していくとともに、現行の「千葉市障害者計画」の到達点や実態調査の結果を踏まえ、障害者が地域において自立した生活を送ることを目指し、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野を対象とした障害者施策の総合的な計画を策定します。

2 計画の位置付け・他計画との関係

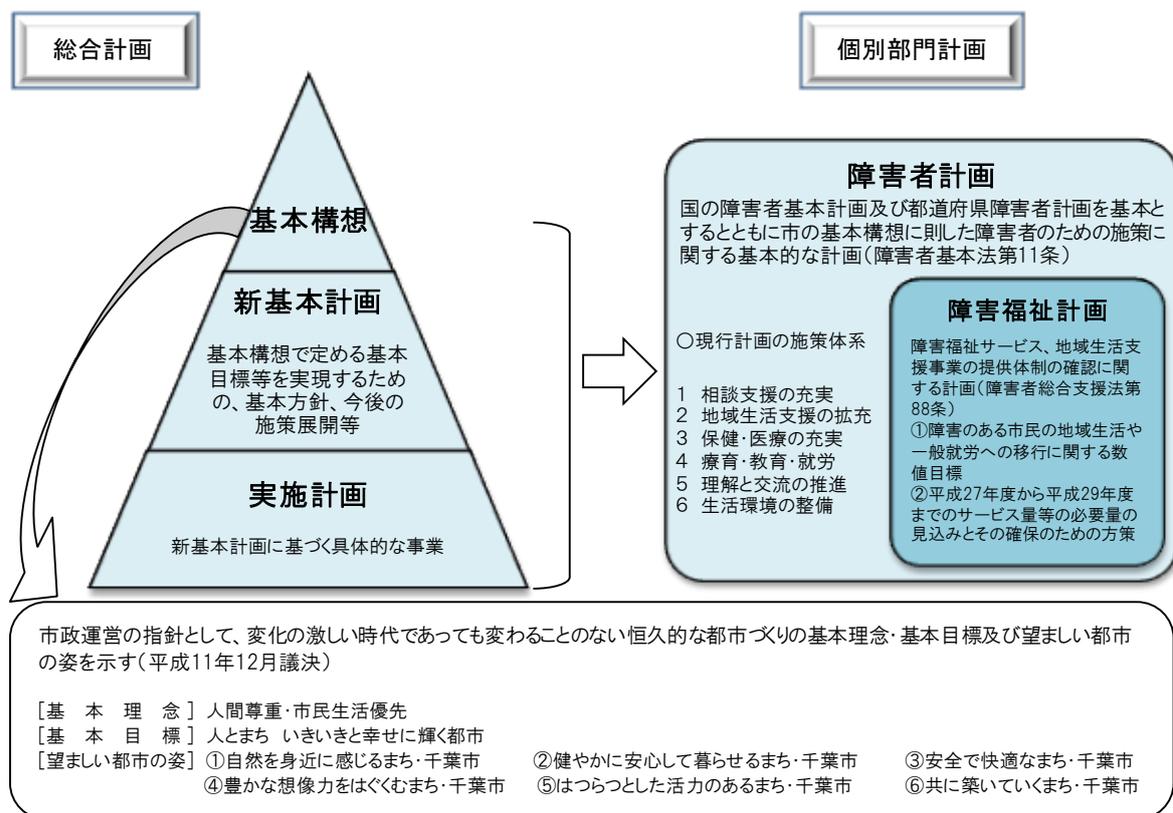
(1)位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」であり、「千葉市新基本計画」を上位計画とする本市の障害者施策に関する個別部門計画という性格と、障害者総合支援法第88条に位置づけられた、障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画の性格の両方を有するものです。

前者が基本計画、後者が地域生活や就労等に関する実施計画と位置付けられます。

(2)他計画との関係

「地域福祉計画（市・各区）」 「（仮）千葉市こどもプラン」等、関連計画との整合を図りながら策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

【計画期間】

| 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------------|--------|----------|------------------|--------|--------|-----------|--------|--------|
| 第1次障害者計画 | | 第2次障害者計画 | | | | 第3次障害者計画 | | |
| 第2期障害福祉計画 | | | 第3期障害福祉計画 | | | 第4期障害福祉計画 | | |
| 基本計画(H13～H23年度) | | | 新基本計画(H24～H33年度) | | | | | |

4 「障害者」とは

この計画が対象とする障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者ばかりではなく、療育の必要な児童、発達障害者、難病患者、精神障害者通院医療費の公費負担を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人としてします。なお、平成26年1月の障害者権利条約の批准に先立って改正された障害者基本法において、障害者が受ける制限を「機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずる」とするいわゆる「社会モデル」の考え方が取り入れられたことから、これまで「障害」と表記してきたものの一部に、正確には「機能障害」と表示すべきものがありますが、この計画では、引き続き「障害」の表記で統一しています。

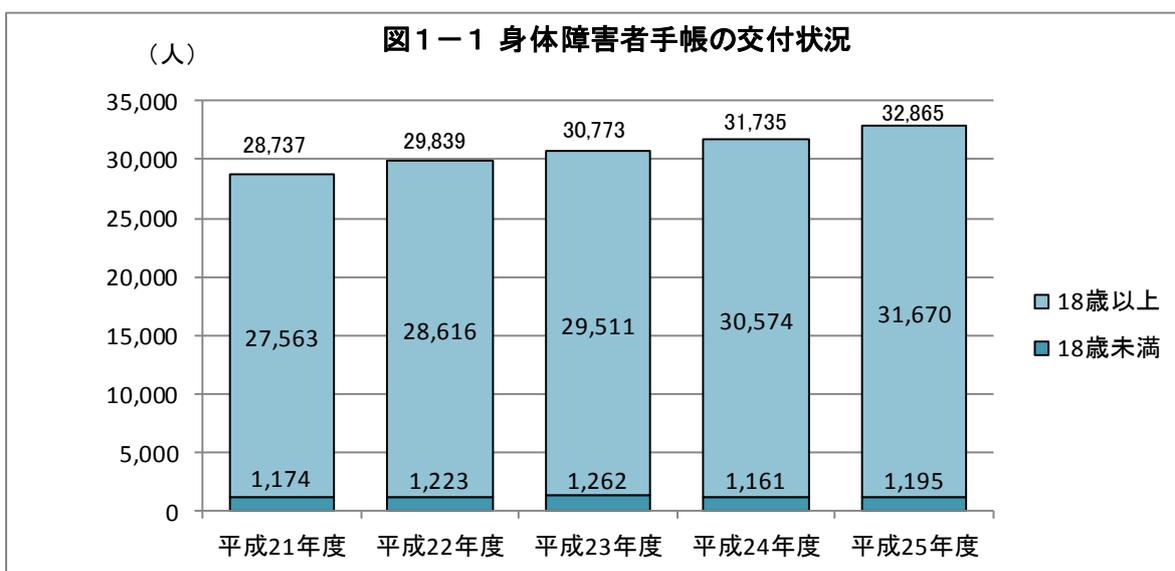
第2章 本市の障害者の現状

1 障害者数の推移

(1) 身体障害者

① 身体障害者手帳の交付状況の推移

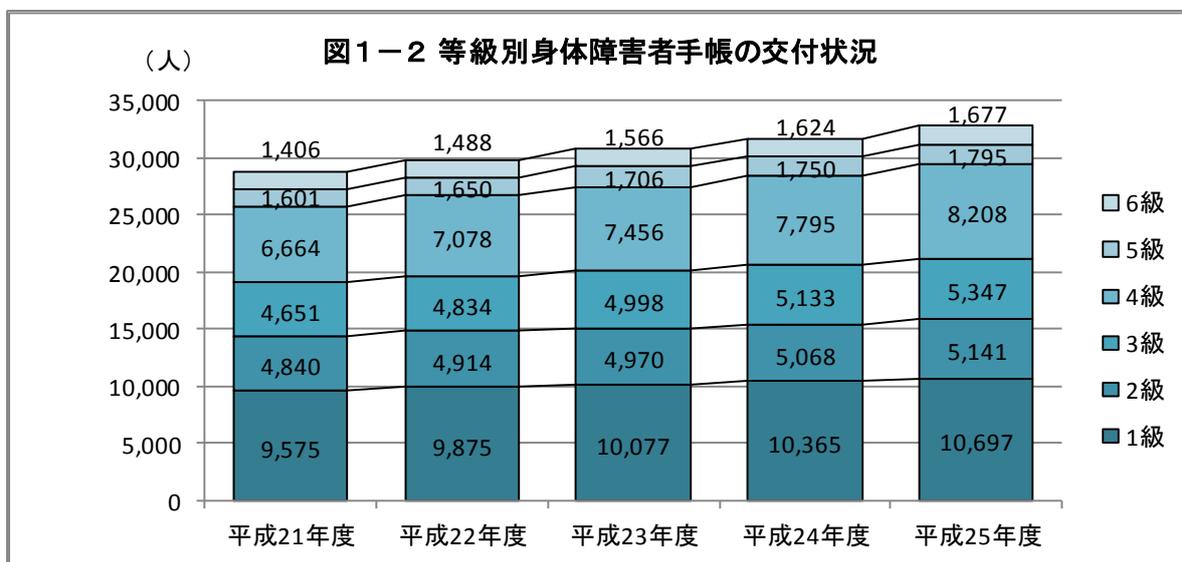
身体障害者手帳の交付状況の推移をみると、平成21年度の28,737人から徐々に増加傾向にあり、平成25年度には32,865人となっています。



| 年齢階層 | | 年度 | | | | |
|------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
| 全 | 体 | 28,737 | 29,839 | 30,773 | 31,735 | 32,865 |
| | 18歳未満 | 1,174 | 1,223 | 1,262 | 1,161 | 1,195 |
| | 18歳以上 | 27,563 | 28,616 | 29,511 | 30,574 | 31,670 |

②等級別身体障害者手帳の交付状況の推移

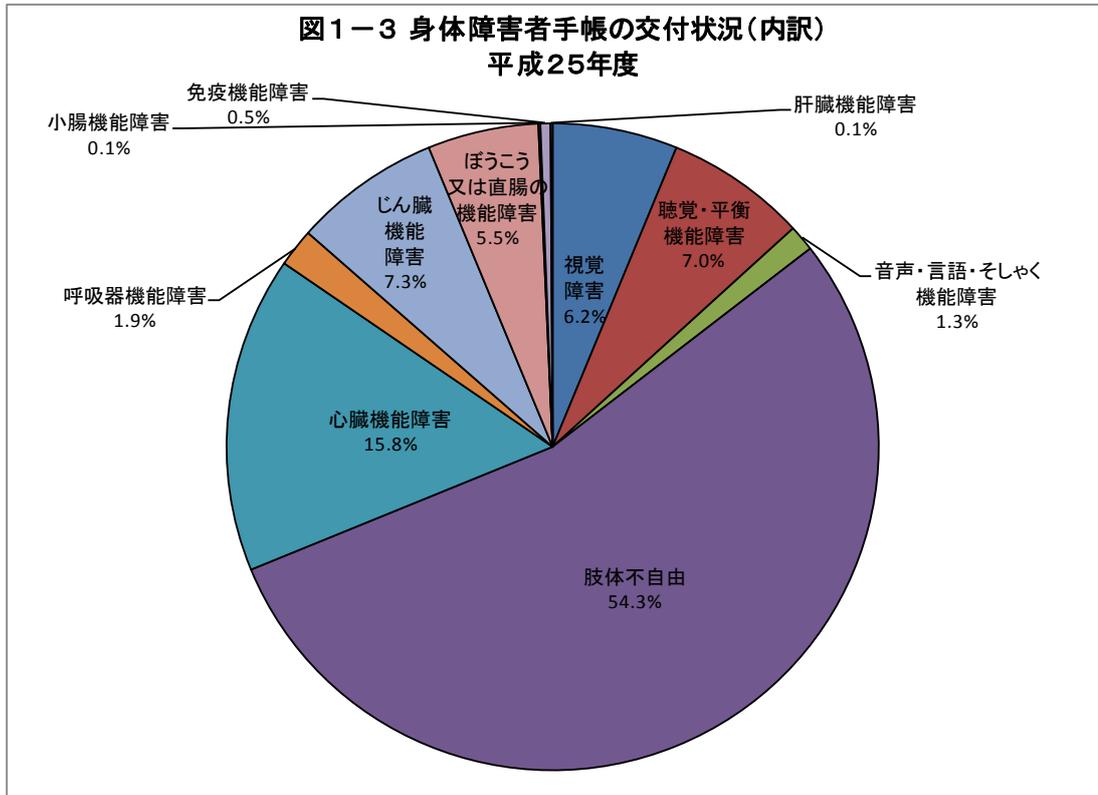
等級別に身体障害者手帳の交付状況の推移をみると、各年度とも1級と2級で半数を占めるとともに、特に1級、4級で増加しています。



| 年度 等級 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1級 | 9,575 | 9,875 | 10,077 | 10,365 | 10,697 |
| 2級 | 4,840 | 4,914 | 4,970 | 5,068 | 5,141 |
| 3級 | 4,651 | 4,834 | 4,998 | 5,133 | 5,347 |
| 4級 | 6,664 | 7,078 | 7,456 | 7,795 | 8,208 |
| 5級 | 1,601 | 1,650 | 1,706 | 1,750 | 1,795 |
| 6級 | 1,406 | 1,488 | 1,566 | 1,624 | 1,677 |

③身体障害者手帳の交付状況(内訳)

身体障害者手帳の交付状況の内訳をみると、「肢体不自由」が54.8%で最も割合が高く、過半数を占めています。次いで、「心臓機能障害」が15.8%となっています。



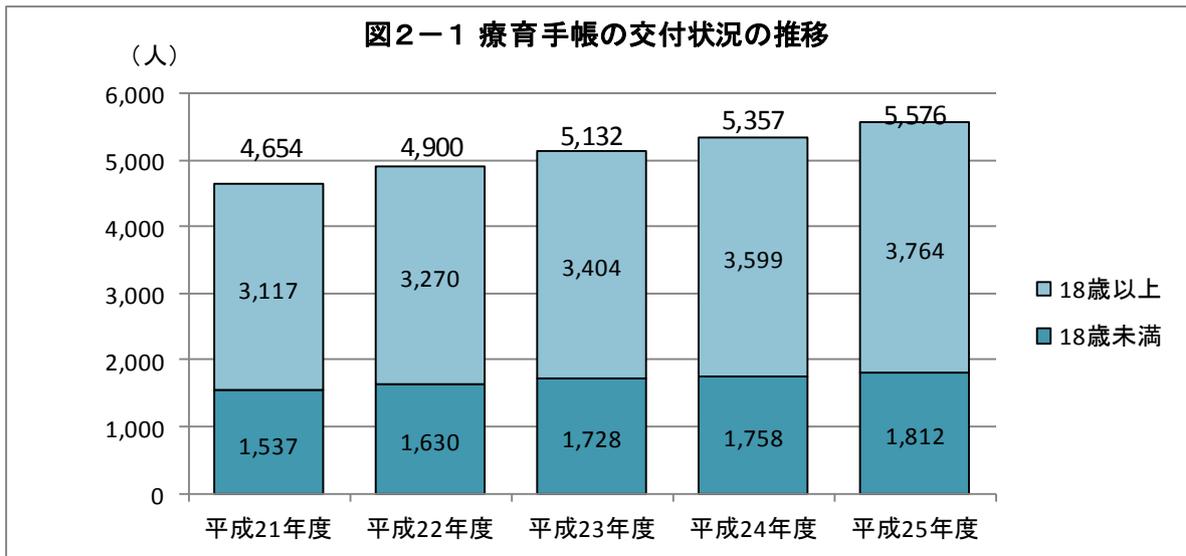
| 障害部位 | 人数(人) | 構成比(%) |
|----------------|--------|--------|
| 全 体 | 32,865 | 100.0% |
| 視覚障害 | 2,030 | 6.2% |
| 聴覚・平衡機能障害 | 2,288 | 7.0% |
| 音声・言語・そしゃく機能障害 | 422 | 1.3% |
| 肢体不自由 | 17,859 | 54.3% |
| 心臓機能障害 | 5,203 | 15.8% |
| 呼吸器機能障害 | 636 | 1.9% |
| じん臓機能障害 | 2,394 | 7.3% |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | 1,797 | 5.5% |
| 小腸機能障害 | 37 | 0.1% |
| 免疫機能障害 | 162 | 0.5% |
| 肝臓機能障害 | 37 | 0.1% |

(2) 知的障害者

①療育手帳の交付状況の推移

療育手帳の交付状況の推移をみると、平成21年度の4,654人から徐々に増加傾向にあり、平成25年度には5,576人となっています。

また、18歳未満の比率は、全体の3割程度を占めています。

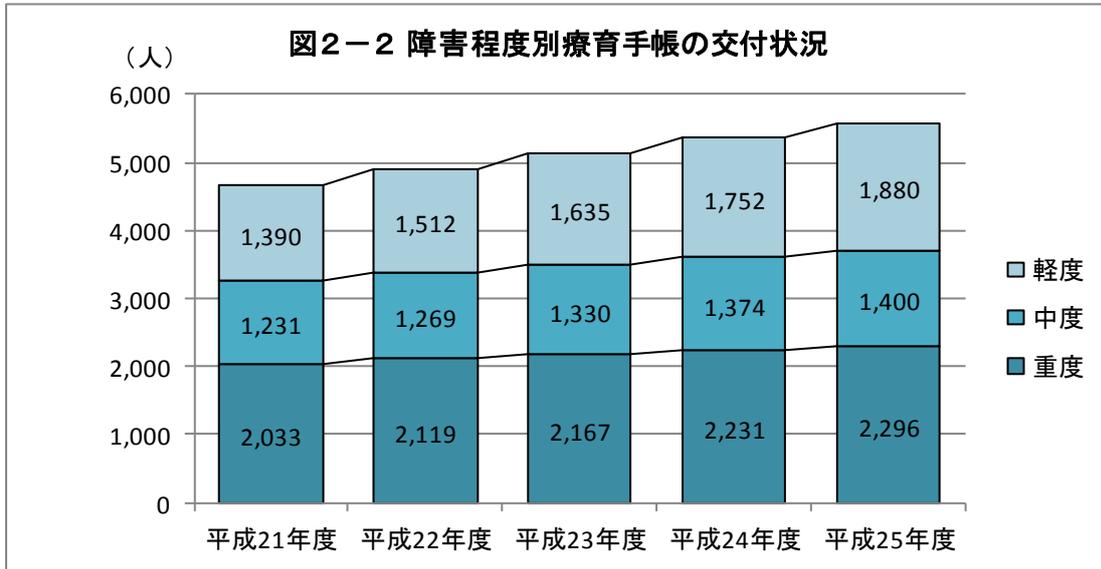


(人)

| 年齢階層 \ 年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 全 体 | 4,654 | 4,900 | 5,132 | 5,357 | 5,576 |
| 18歳未満 | 1,537 | 1,630 | 1,728 | 1,758 | 1,812 |
| 18歳以上 | 3,117 | 3,270 | 3,404 | 3,599 | 3,764 |

②障害程度別療育手帳の交付状況の推移

障害程度別に療育手帳の交付状況を見ると、特に軽度の手帳交付が増加傾向にあり、また、重度が全体の4割以上を占めています。



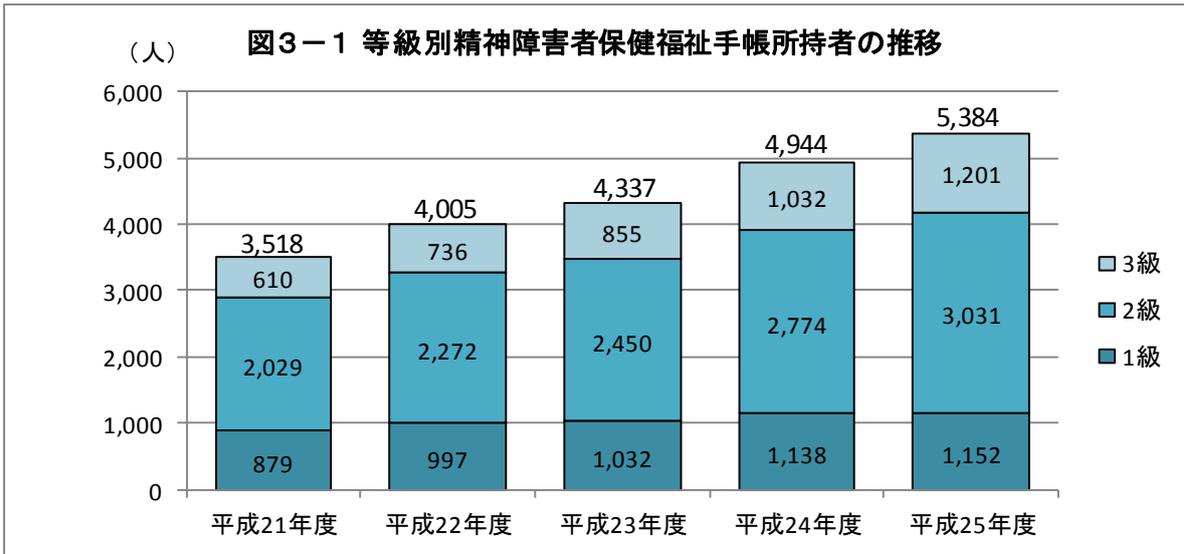
(人)

| 年度 障害程度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 重度 | 2,033 | 2,119 | 2,167 | 2,231 | 2,296 |
| 中度 | 1,231 | 1,269 | 1,330 | 1,374 | 1,400 |
| 軽度 | 1,390 | 1,512 | 1,635 | 1,752 | 1,880 |

(3)精神障害者

①等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者の推移をみると、平成21年度の3,518人から、平成25年度には5,384人となっており、5年間で約1.5倍となっています。また、等級では2級が最も多くなっています。



(人)

| 等級 \ 年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 全 体 | 3,518 | 4,005 | 4,337 | 4,944 | 5,384 |
| 1級 | 879 | 997 | 1,032 | 1,138 | 1,152 |
| 2級 | 2,029 | 2,272 | 2,450 | 2,774 | 3,031 |
| 3級 | 610 | 736 | 855 | 1,032 | 1,201 |

②精神障害者通院医療費公費負担患者数の推移

精神障害者の通院医療費公費負担患者数の推移をみると、総数では、平成21年度の9,351人から、平成25年度には12,217人となっています。

なお、平成25年度の内訳をみると、「うつ病等」が5,788人で最も多く、次いで「統合失調症」が3,616人となっています。

図3-2 精神障害者通院医療費公費負担患者数の推移

(人)

| 病名 | 年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数 | | 9,351 | 10,193 | 10,879 | 11,606 | 12,217 |
| 統合失調症 | | 3,104 | 3,190 | 3,312 | 3,437 | 3,616 |
| うつ病等 | | 4,330 | 4,766 | 5,197 | 5,507 | 5,788 |
| 脳器質性 精神障害 | | 193 | 203 | 224 | 259 | 309 |
| 中毒性 精神障害 | | 175 | 177 | 207 | 211 | 226 |
| その他の 精神疾患 | | 89 | 115 | 120 | 141 | 172 |
| 知的障害 | | 97 | 121 | 148 | 193 | 245 |
| 人格障害 | | 59 | 59 | 67 | 73 | 80 |
| 精神神経症 | | 639 | 738 | 819 | 869 | 902 |
| てんかん | | 559 | 579 | 606 | 655 | 686 |
| その他 | | 106 | 245 | 179 | 261 | 193 |

2 実態調査結果

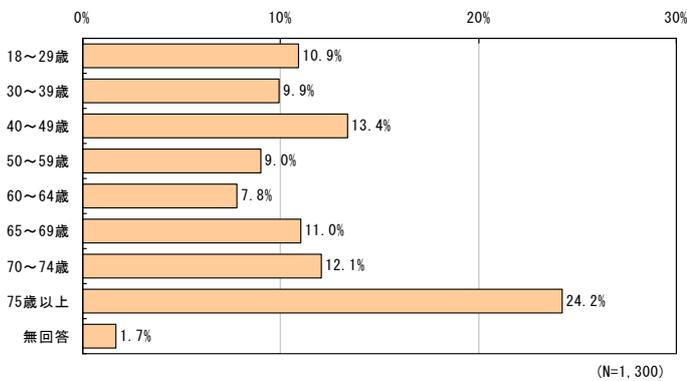
出典:「千葉市障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査報告書(平成25年度)」

(1) 障害者ご本人について

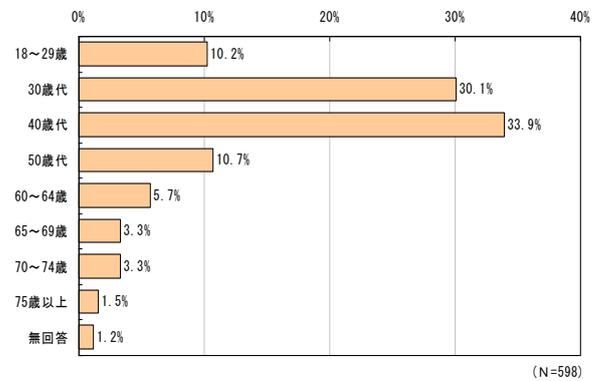
(ア) 年齢

在宅の方(18歳以上)では「75歳以上」、施設に入所している方では「40歳代」、18歳未満の方では「9～11歳」、発達障害のある方(18歳以上)では「20～29歳」、発達障害のある方(18歳未満)では「15歳以上」が最も多くなっています。

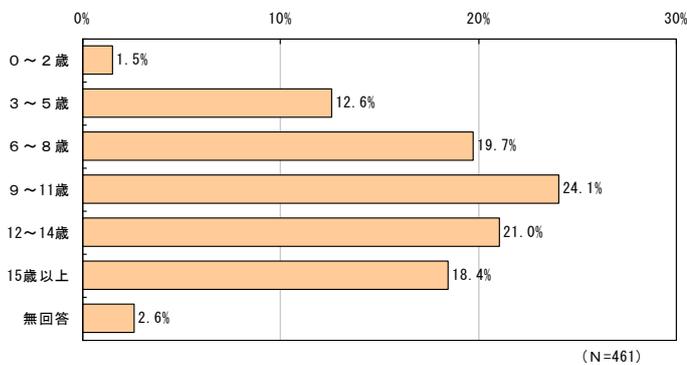
【在宅の方(18歳以上)】



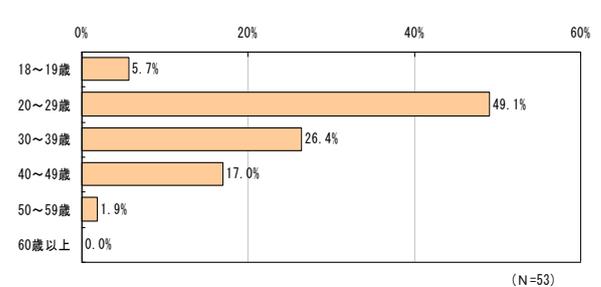
【施設に入所している方】



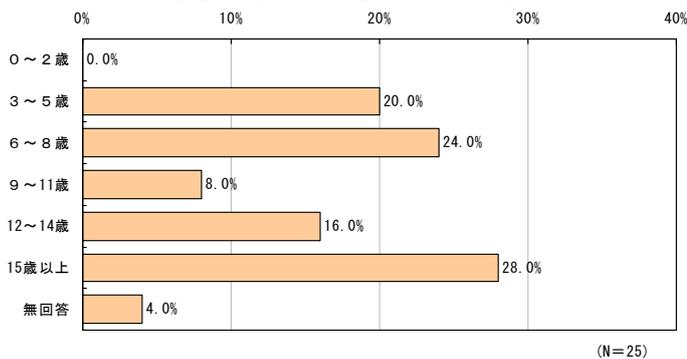
【18歳未満の方】



【発達障害のある方(18歳以上)】



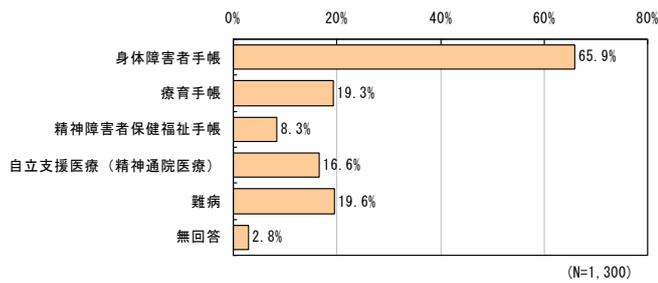
【発達障害のある方(18歳未満)】



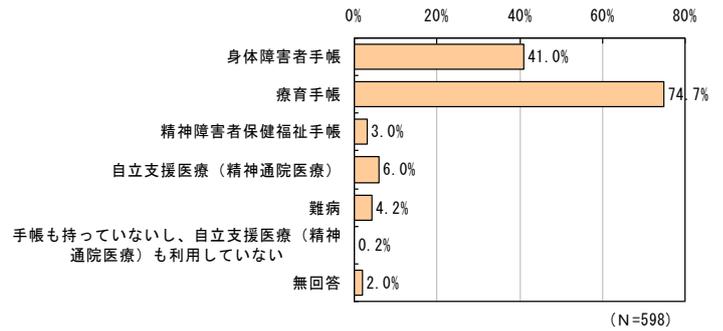
(イ)障害の種別

在宅の方（18歳以上）では「身体障害者手帳」、施設に入所している方及び18歳未満の方では「療育手帳」が最も多くなっています。

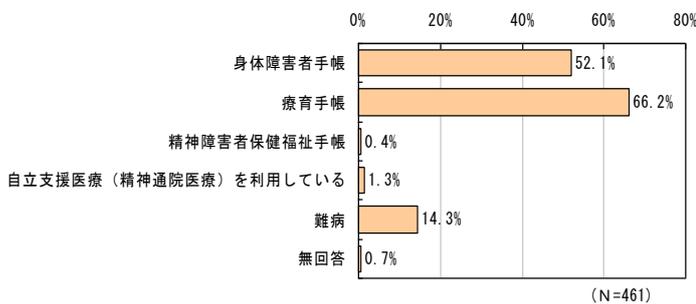
【在宅の方（18歳以上）】



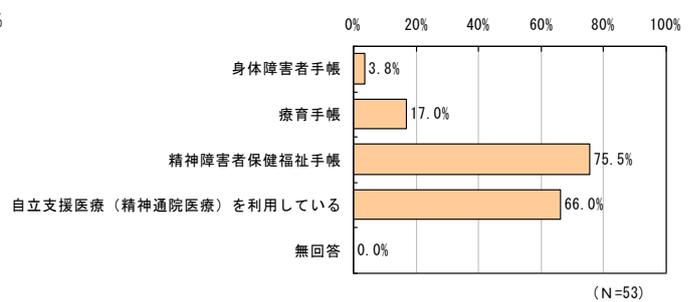
【施設に入所している方】



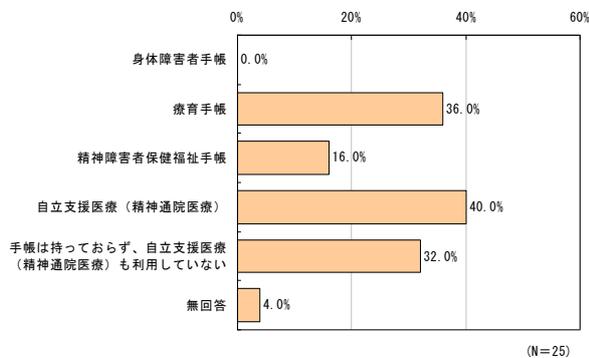
【18歳未満の方】



【発達障害のある方（18歳以上）】



【発達障害のある方（18歳未満）】

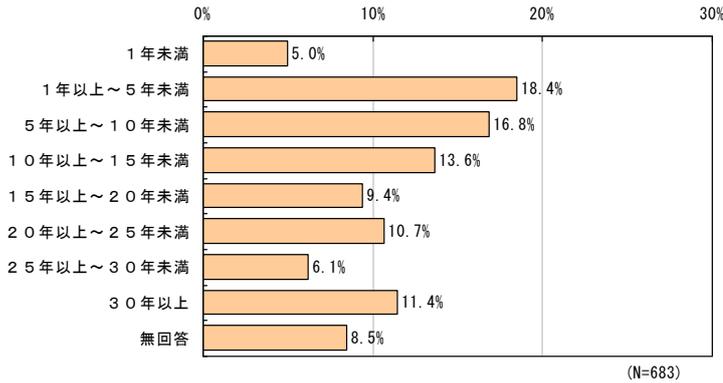


(2)ご家族や介助者について

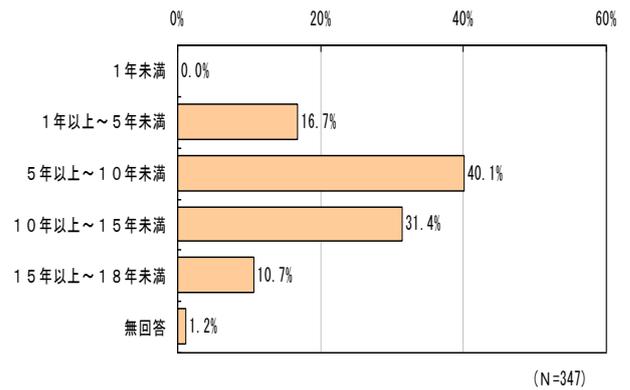
(ア)主な介助者の介助継続年数

在宅の方（18歳以上）では「1年以上～5年未満」、18歳未満の方、発達障害のある方（18歳以上）、発達障害のある方（18歳未満）では「5年以上10年未満」が最も多くなっています。

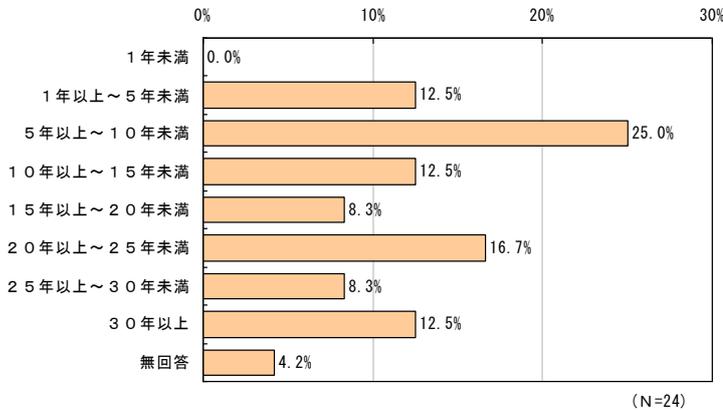
【在宅の方（18歳以上）】



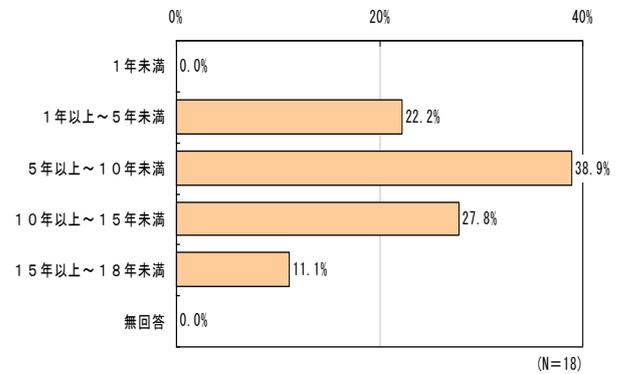
【施設に入所している方】



【18歳未満の方】



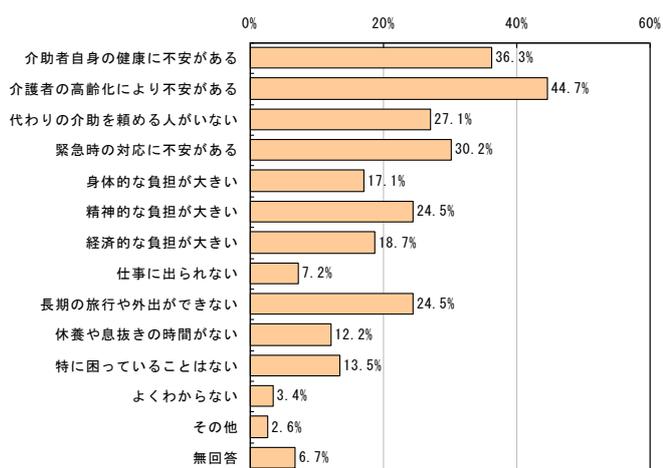
【発達障害のある方（18歳以上）】



(イ) 主な介護者が困っていること

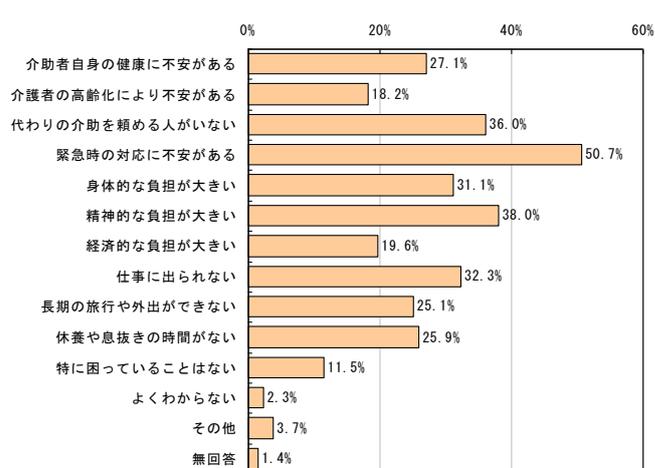
在宅の方（18歳以上）、発達障害のある方（18歳以上）では「介護者の高齢化により不安がある」、18歳未満の方では「緊急時の対応に不安がある」、発達障害のある方（18歳未満）では「精神的な負担が大きい」が最も多くなっています。

【在宅の方（18歳以上）】



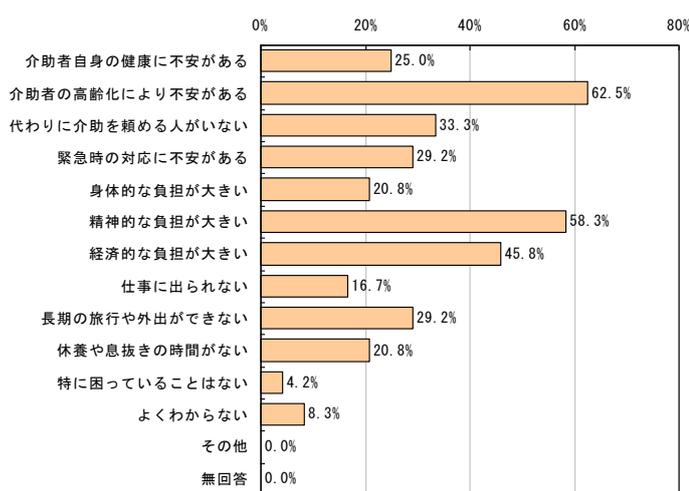
(N=683)

【18歳未満の方】



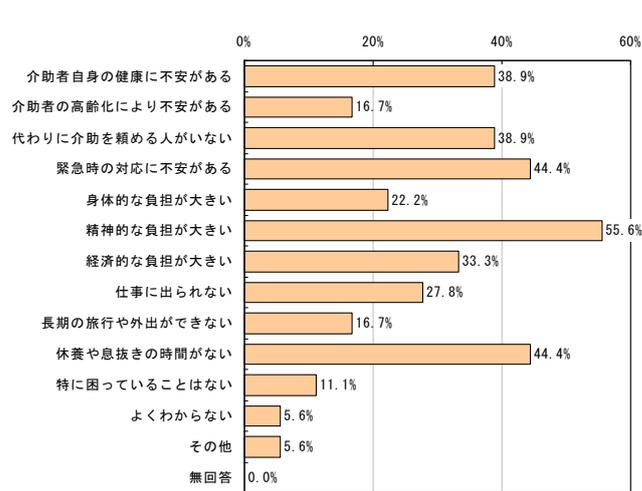
(N=347)

【発達障害のある方（18歳以上）】



(N=24)

【発達障害のある方（18歳未満）】

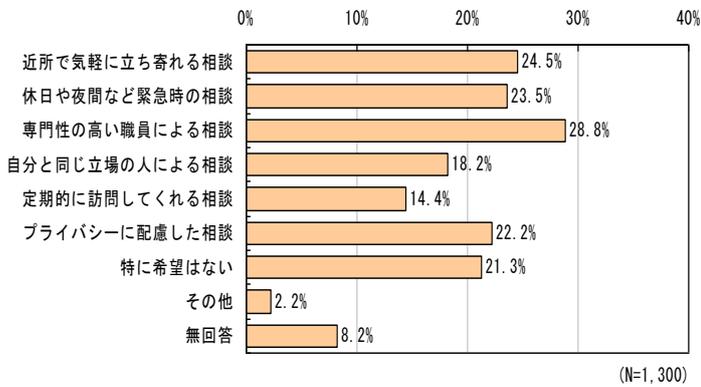


(N=18)

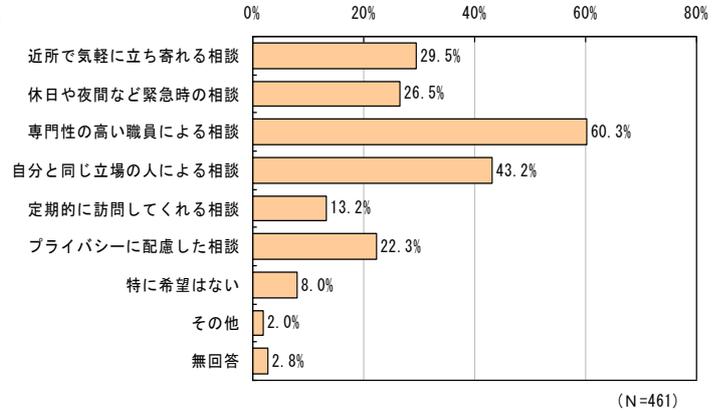
(3) 希望する相談制度

いずれの調査でも「専門性の高い職員による相談」が最も多くなっています。

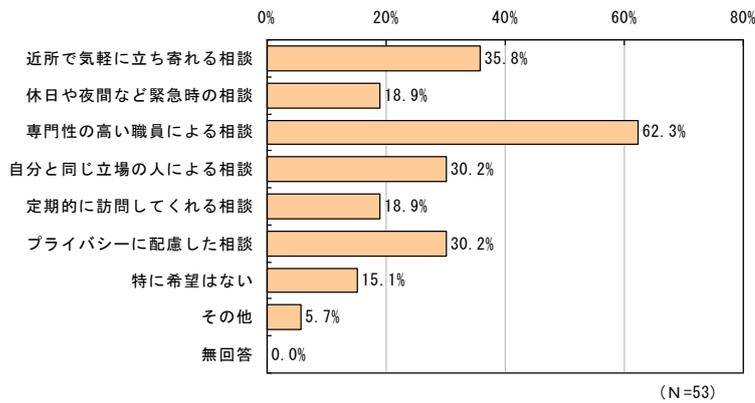
【在宅の方（18歳以上）】



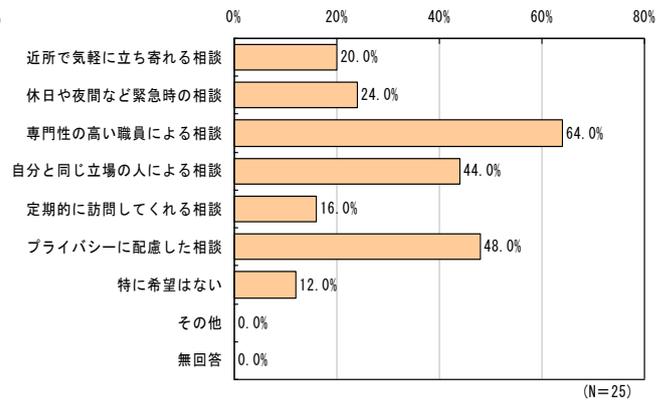
【18歳未満の方】



【発達障害のある方（18歳以上）】



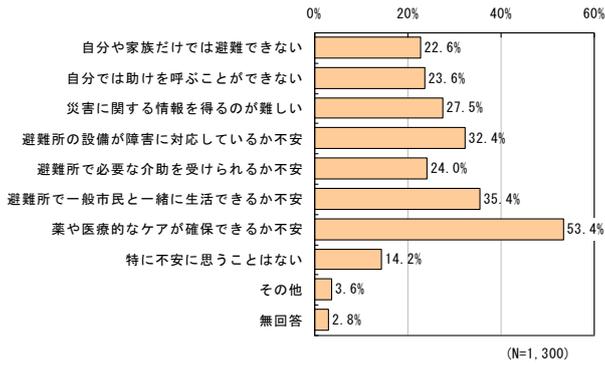
【発達障害のある方（18歳未満）】



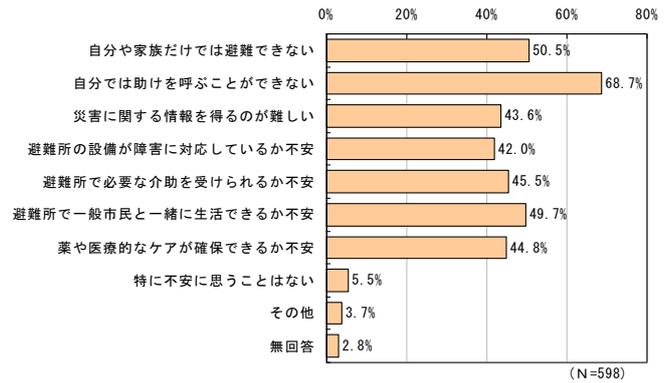
(4)災害時に不安に思うこと

在宅の方（18歳以上）、発達障害のある方（18歳以上）では「薬や医療的なケアが確保できるか不安」、施設に入所している方では「自分では助けを呼ぶことができない」、18歳未満の方と発達障害のある方（18歳未満）では「避難所で一般市民と一緒に生活できるか不安」が最も多くなっています。

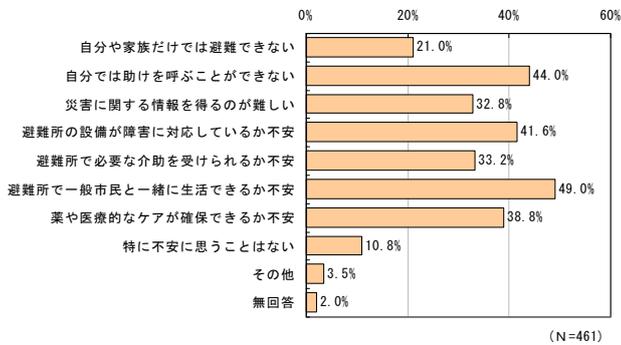
【在宅の方（18歳以上）】



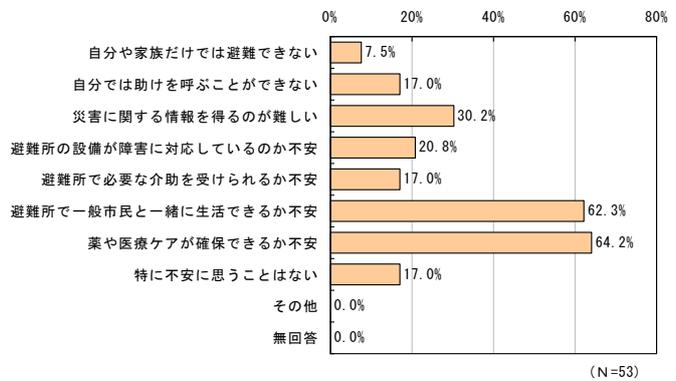
【施設に入所している方】



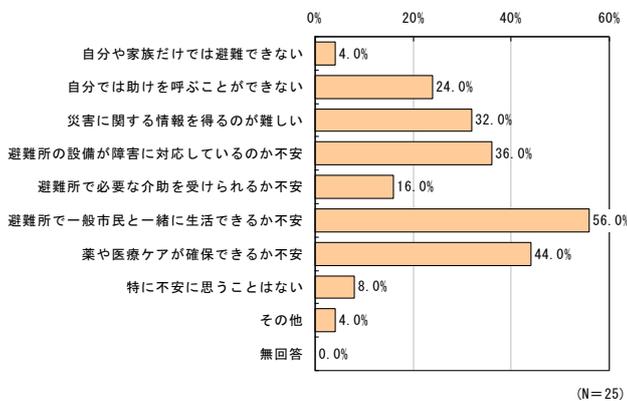
【18歳未満の方】



【発達障害のある方（18歳以上）】



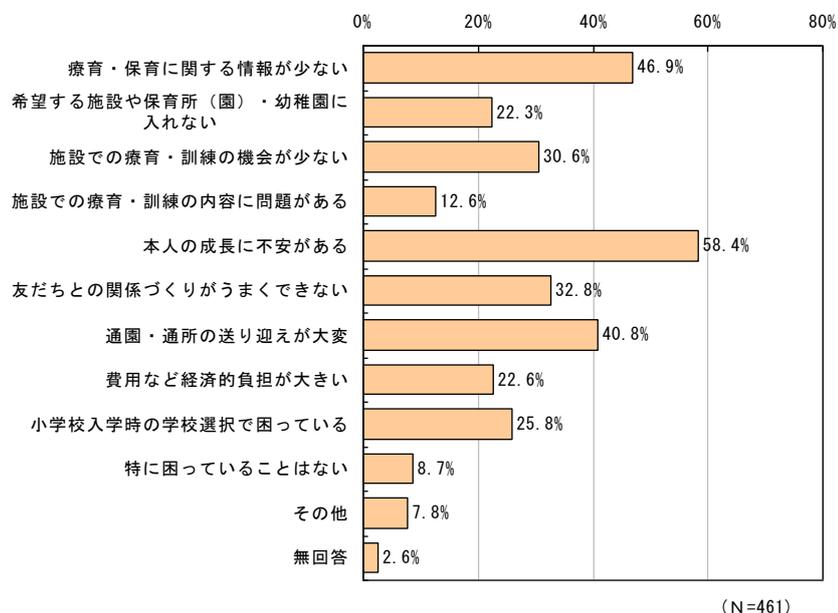
【発達障害のある方（18歳未満）】



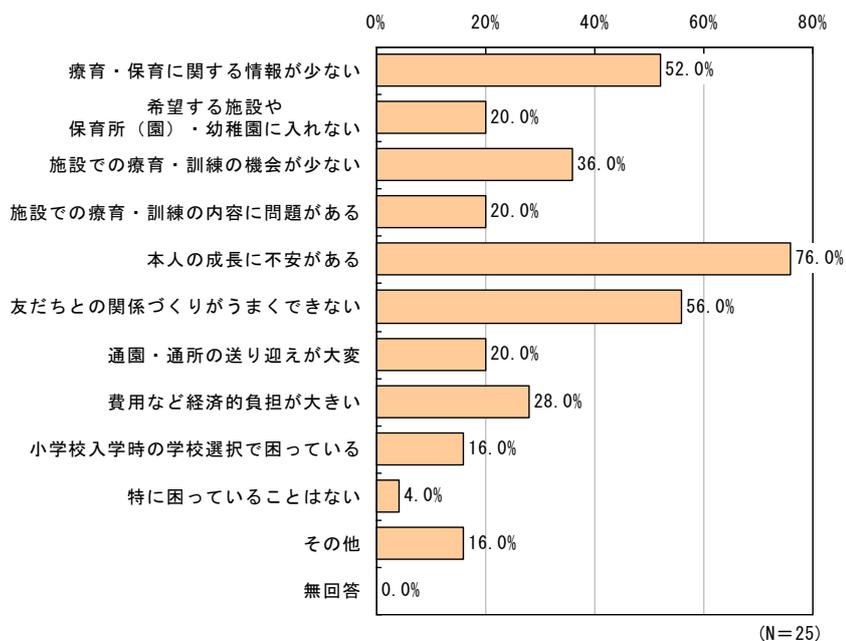
(5)療育・保育について困っていること

いずれの調査でも「本人の成長に不安がある」が最も多くなっています。

【18歳未満の方】



【発達障害のある方（18歳未満）】

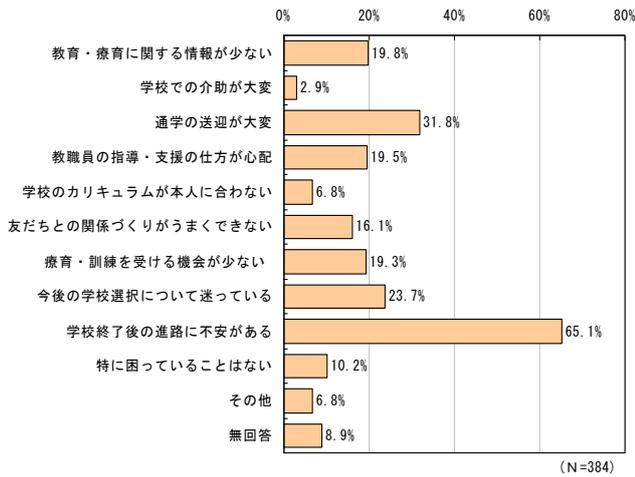


(6) 学校・教育について

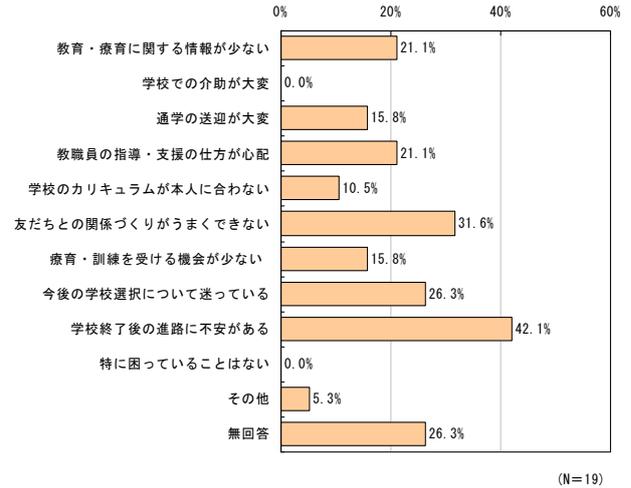
(ア) 学校・教育について困っていること

いずれの調査でも「学校修了後の進路に不安がある」が最も多くなっています。

【18歳未満の方】



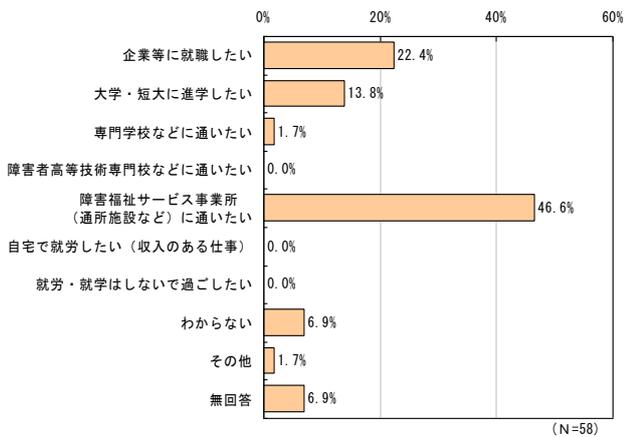
【発達障害のある方（18歳未満）】



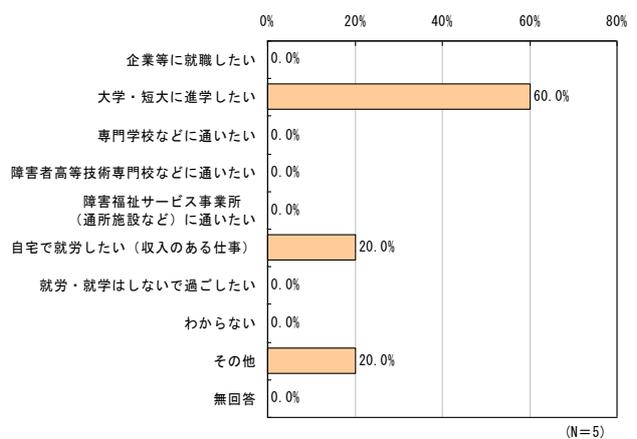
(イ) 学校卒業後の進路希望

18歳未満の方では「障害福祉サービス事業所に通いたい」、発達障害のある方（18歳未満）では「大学・短大に進学したい」が最も多くなっています。

【18歳未満の方】



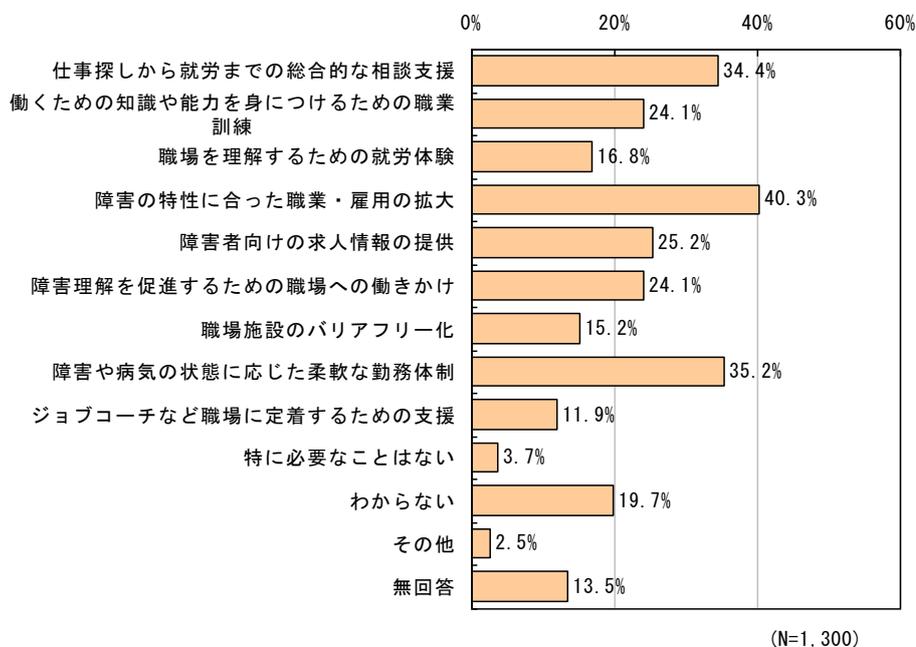
【発達障害のある方（18歳未満）】



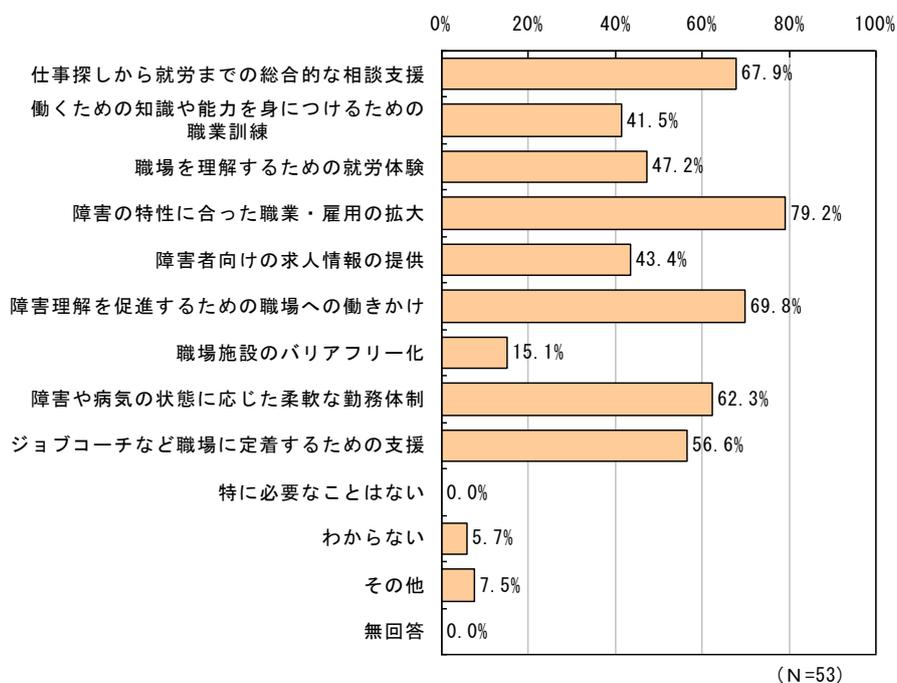
(7)一般就労のために必要なこと

いずれの調査でも「障害の特性に合った職業・雇用の拡大」が最も多くなっています。

【在宅の方（18歳以上）】



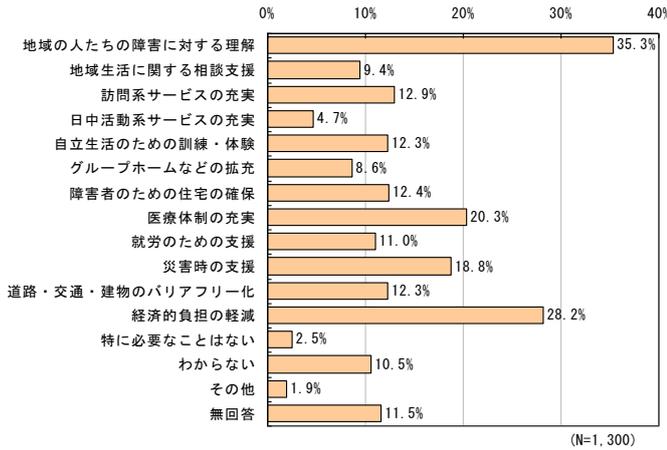
【発達障害のある方（18歳以上）】



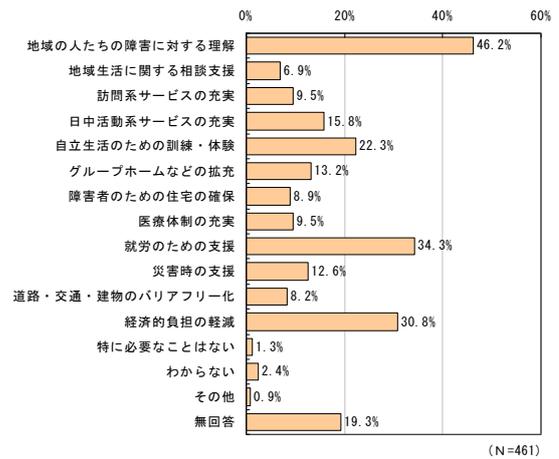
(8) 地域で生活するために必要なこと

発達障害のある方（18歳以上）を除くすべての調査では「地域の人たちの障害に対する理解」が最も多く、発達障害のある方（18歳以上）では「就労のための支援」が最も多くなっています。

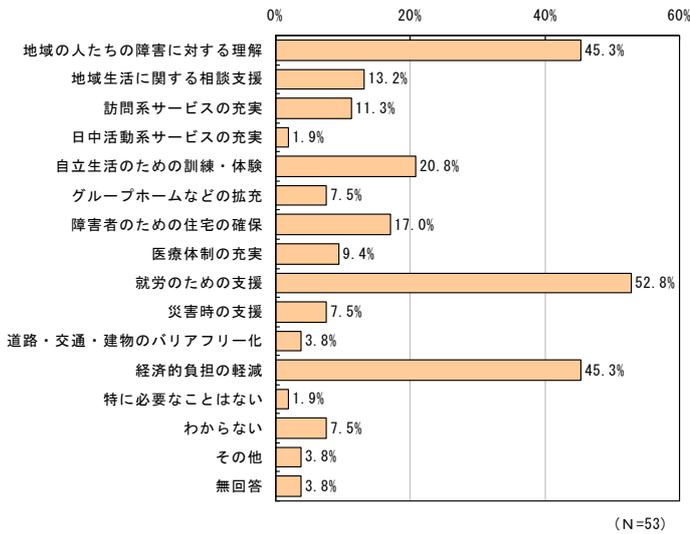
【在宅の方（18歳以上）】



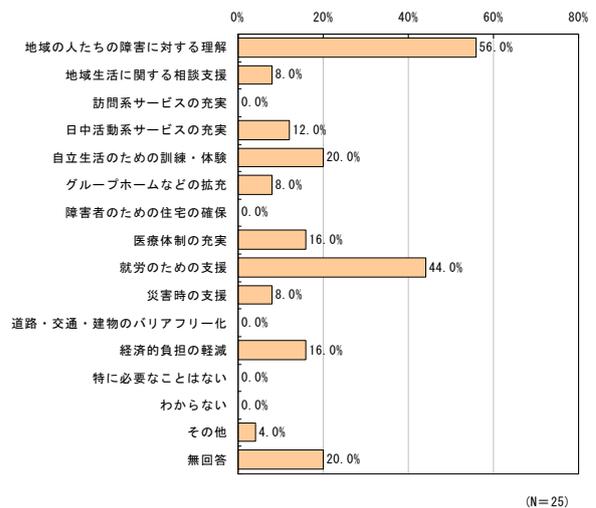
【18歳未満の方】



【発達障害のある方（18歳以上）】



【発達障害のある方（18歳未満）】

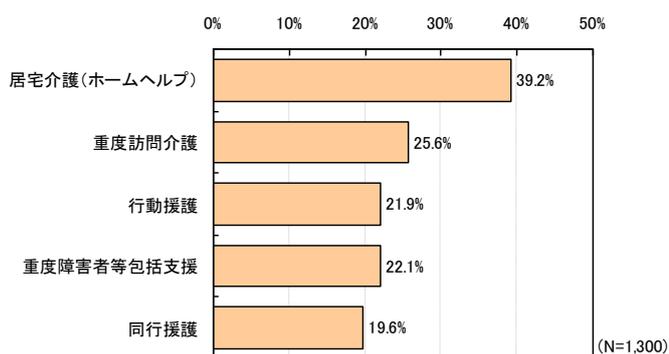


(9) サービス利用について

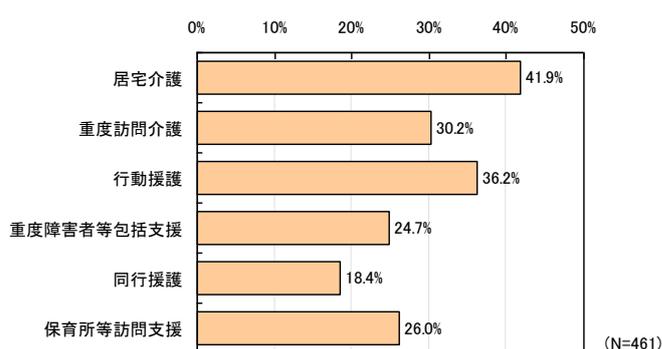
(ア) 訪問系サービスの利用意向

在宅の方（18歳以上）、18歳未満の方、発達障害のある方（18歳以上）では「居宅介護」（発達障害のある方（18歳以上）は行動援護と同率）が最も多く、発達障害のある方（18歳未満）では「行動援護」「保育所等訪問支援」が同率で最も多くなっています。

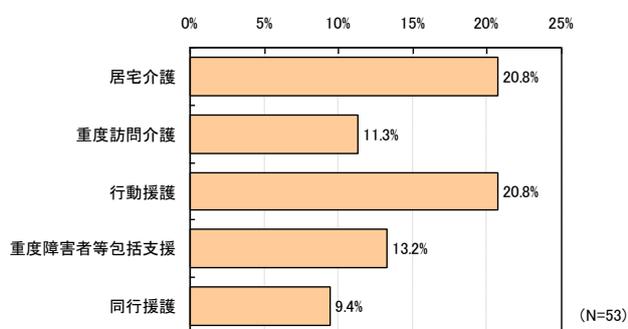
【在宅の方（18歳以上）】



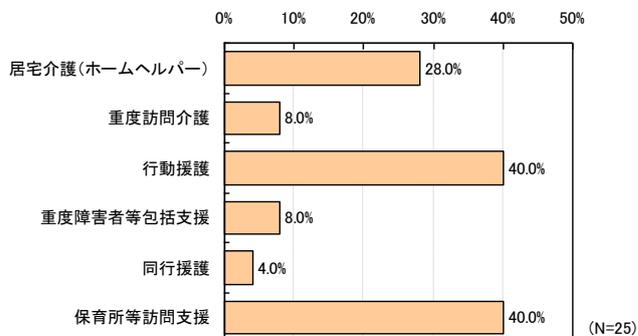
【18歳未満の方】



【発達障害のある方（18歳以上）】



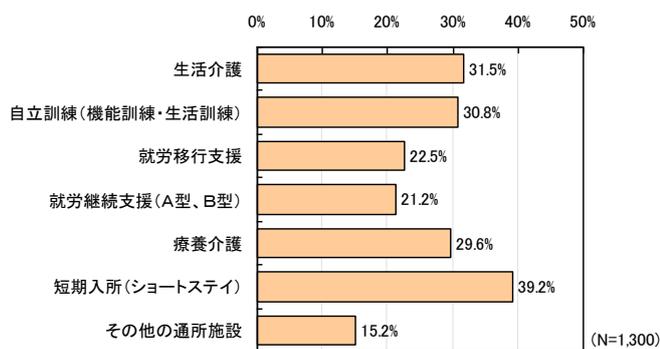
【発達障害のある方（18歳未満）】



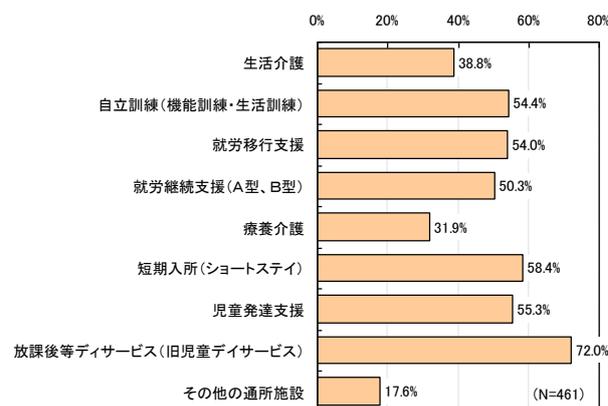
(イ) 日中活動系の利用意向

在宅の方（18歳以上）では「短期入所」、18歳未満の方では「放課後等デイサービス」、発達障害のある方（18歳以上）、発達障害のある方（18歳未満）では「就労移行支援」が最も多くなっています。

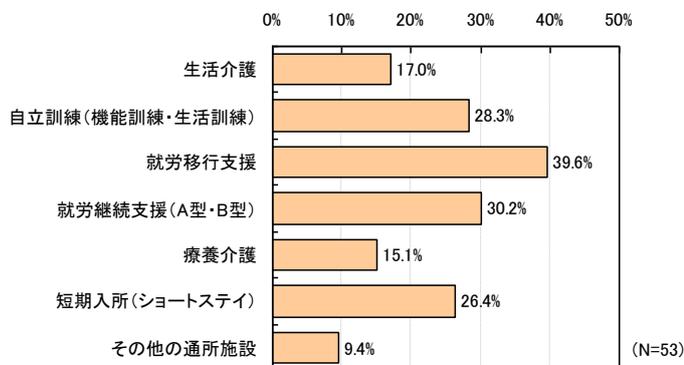
【在宅の方（18歳以上）】



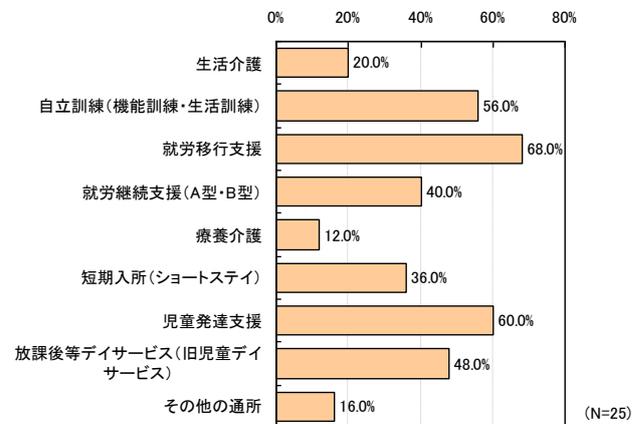
【18歳未満の方】



【発達障害のある方（18歳以上）】



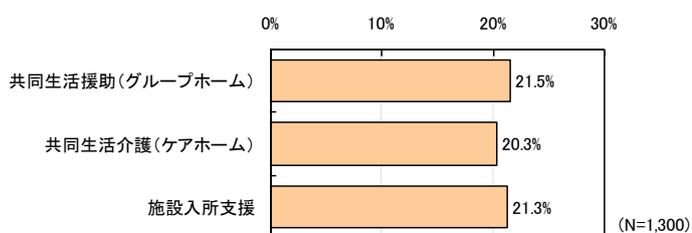
【発達障害のある方（18歳未満）】



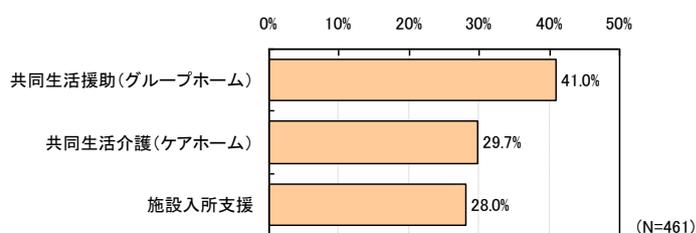
(ウ)居住系サービスの利用意向

いずれの調査でも「共同生活援助（グループホーム）」が最も多くなっています。

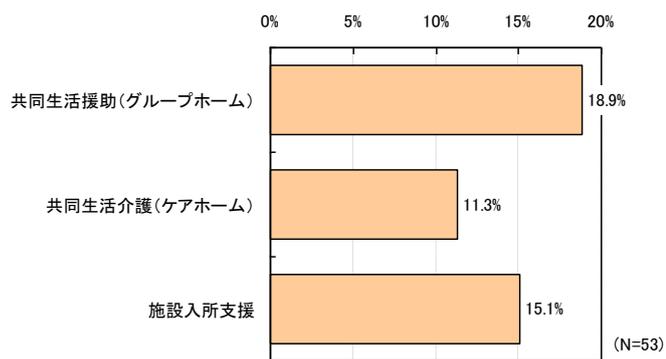
【在宅の方（18歳以上）】



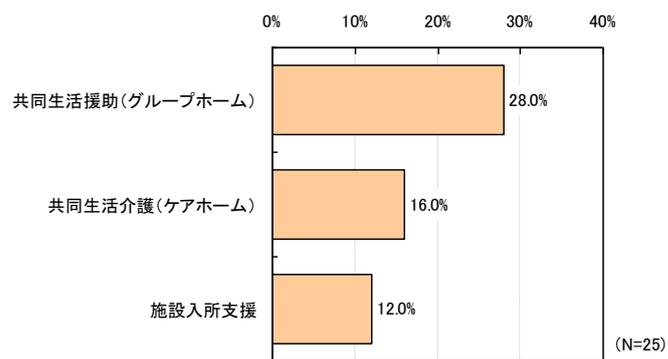
【18歳未満の方】



【発達障害のある方（18歳以上）】



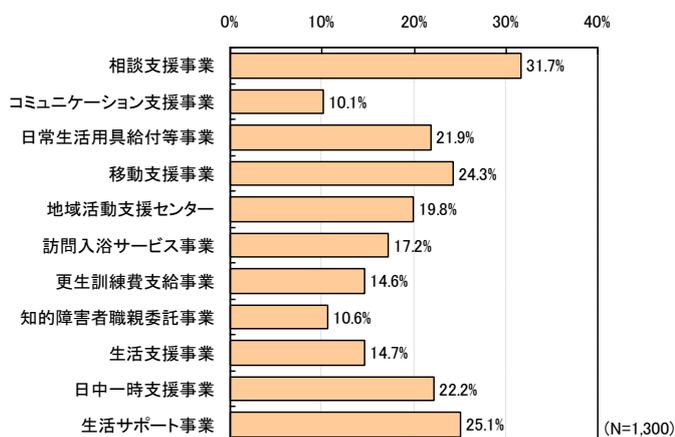
【発達障害のある方（18歳未満）】



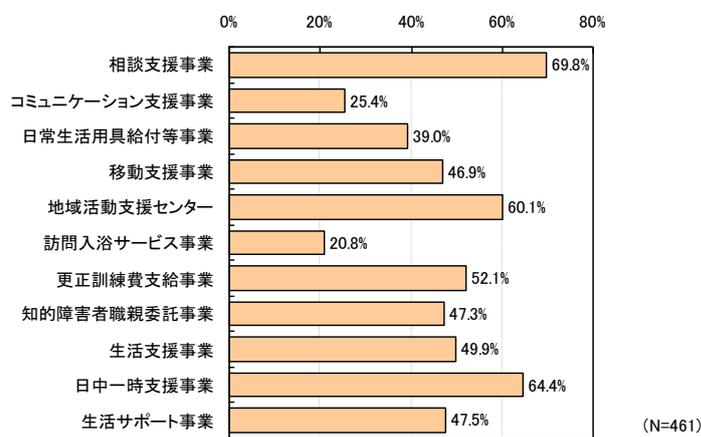
(エ) 地域生活支援事業の利用意向

いずれの調査でも「相談支援事業」が最も多くなっています。

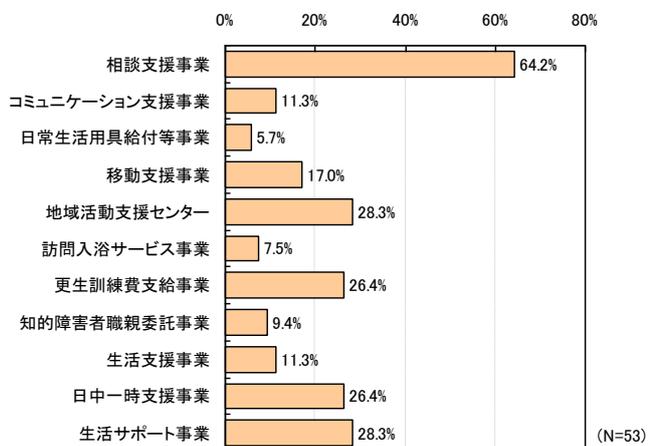
【在宅の方（18歳以上）】



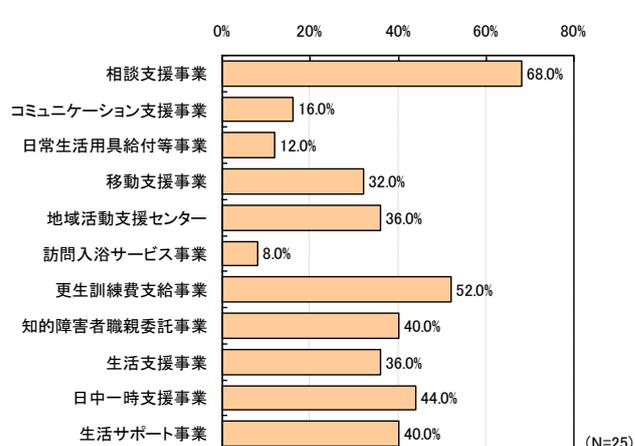
【18歳未満の方】



【発達障害のある方（18歳以上）】



【発達障害のある方（18歳未満）】



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として相互に尊重し合い、人格を認め合い、そして支え合うことにより、差別や障壁のない、安らぎのあるあたたかな共生社会をつくる。

障害の有無にかかわらず、誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を創造するためには、生活をしていく中で感じる差別や障壁を排除し、個人の持つ能力・多様性が尊重され、自己選択と自己決定の下にあらゆる活動に参加・参画できる地域社会を実現していくことが必要です。

第2次計画の推進により、こうした地域社会の実現に向けて一定の進捗が図られてきましたが、第2次計画が策定されてから4年が経過し、この間に障害者権利条約の批准に向けた法改正が相次ぎ、中でも障害者基本法の改正により、障害者が受ける制限は「機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずる」とするいわゆる「社会モデル」の考え方が取り入れられたほか、新たに制定された障害者差別解消法では、これを受けて差別等の権利侵害行為の禁止と社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定されました。

さらに本市が実施した障害者実態調査の結果から「介助者の高齢化」の問題や、専門性の高い相談支援の充実を求める傾向が依然として高いことなども明らかとなりました。

このように、障害者福祉を取り巻く環境が大きく変化する中、こうした状況に対応するための新たな指針を示す時期に来ています。

第3次計画においては、すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育などの総合的な連携のもとに、地域での自立した生活を支援するための施策を一体的に推進していくとともに、差別や社会的障壁による権利侵害のない「安らぎのあるあたたかな共生社会」の実現を目指します。

2 計画の視点

基本理念を実現するための施策展開に当たって、次の4つの視点を計画の視点とします。

① 障害特性を踏まえたライフステージの全段階に応じた利用者本位の支援

障害種別等によって異なる個々のニーズを的確に把握し、障害者のライフステージの全段階を通じた切れ目のない総合的な支援を行う必要があります。

② 誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進

地域における自立や社会参加に係る障壁を除き、誰もが安心して生活できるよう、障害についての理解等の促進や施設・設備の整備といったソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を進める必要があります。

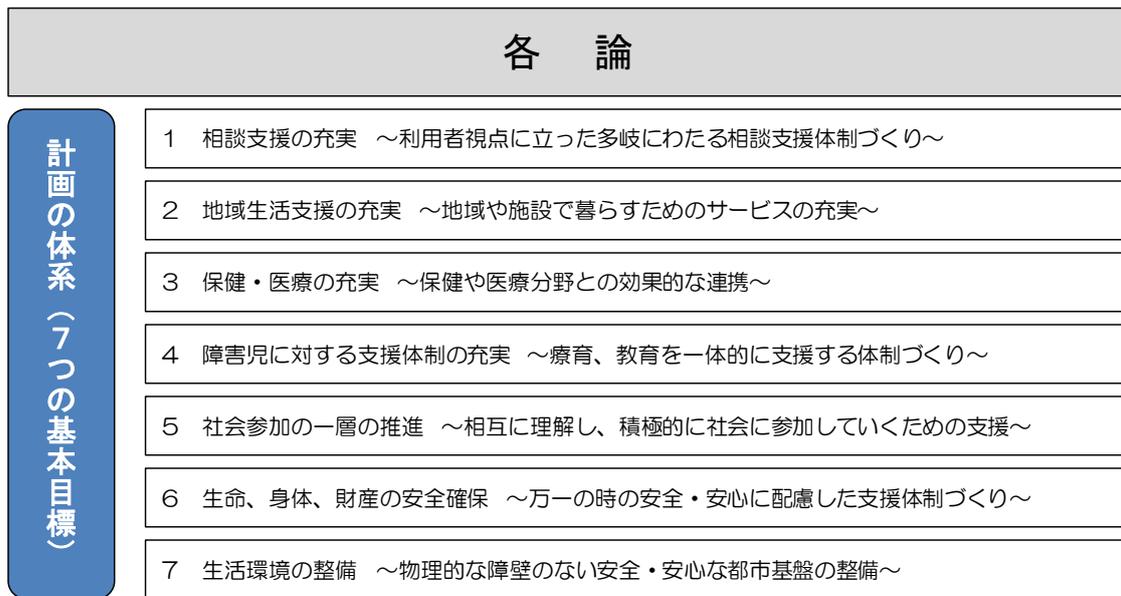
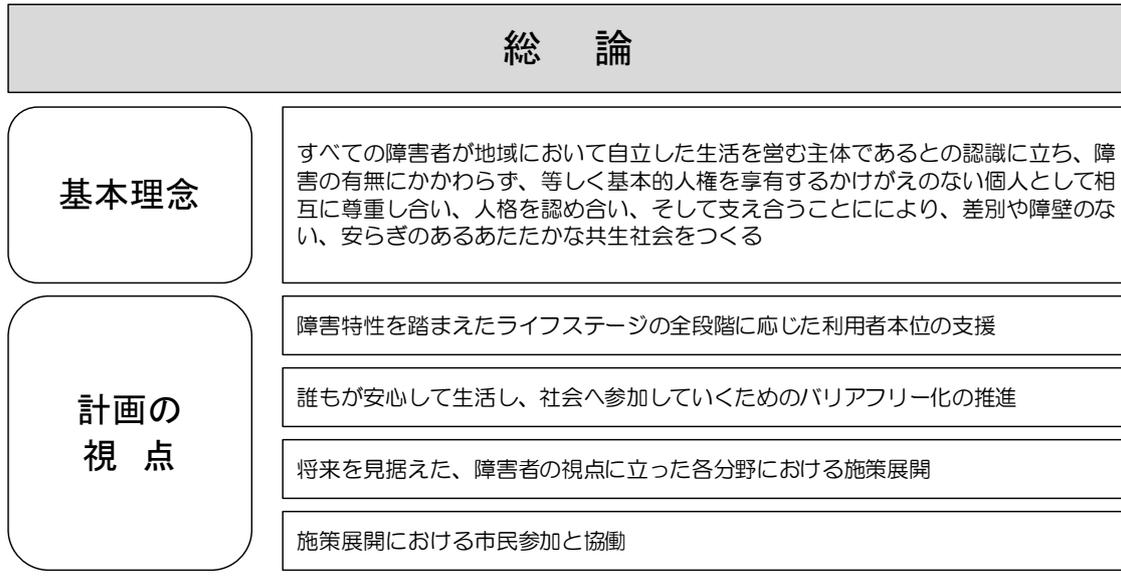
③ 将来を見据えた、障害者の視点に立った各分野における施策展開

市の各分野における施策の企画・立案、実施等の各段階において、共生社会の実現を図るという観点から、各部門がそれぞれの事業について、障害者の高齢化・重度化への対応等、将来を見据えた障害者視点に立った取り組みが必要です。

④ 施策展開における市民参加と協働

障害者本人の各種障害者施策への積極的な参加・参画はもとより、市、関係団体、専門機関、地域住民、事業者、ボランティア団体など地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担って連携し、協働していくことが必要です。

3 計画の構成



障害福祉サービス提供の見込量等 （第4期障害福祉計画）



第2部 各 論

基本目標 1 相談支援の充実

～利用者視点に立った多岐にわたる相談支援体制づくり～

障害者が地域で安心して暮らしていくためには、日常生活のあらゆることを気軽に相談できる場所があることが不可欠です。

そこで、身近な相談支援機関を一層強化するとともに、より専門性を備えた職員を配置することが求められています。

また、当事者からの相談に応えるだけでなく、的確な自己選択のために情報提供の充実を図ることが求められています。

(1) 身近な相談支援機関の充実

障害者や家族介助者の不安を軽減するとともに、地域で気軽に相談できるよう、各保健福祉センター、児童相談所をはじめ、障害者相談支援事業、障害者相談員事業などを充実させることにより、地域の中で障害者を支えていく仕組みを強化します。

また、相談支援機関の利用に結びつくよう、その存在や利用方法等について周知を図っていきます。

【主な事業】

| No. | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-----|-------------|---|----------|
| | (詳細事業) | | |
| 1 | 障害者相談支援事業 | 障害者相談支援事業所において、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のための援助を行います。 | 障害企画課 |
| 2 | 障害者相談員事業 | 市から委嘱された身体障害者相談員・知的障害者相談員が、身体・知的障害者（児）、その家族等からの身近な問題について相談に応じます。 また、定期的に相談員に対する研修を行い、知識の向上に努めます。 | 障害者自立支援課 |
| 3 | 民生委員・児童委員研修 | 民生委員・児童委員の各種研修会で障害の特性などについての知識を深めます。 | 地域福祉課 |

| No. | 事業名 | | 事業内容 | 所管課 |
|------------|---------------------|---------------------|--------------|----------|
| | (詳細事業) | | | |
| 再掲 (6) | 精神保健福祉相談事業 | | ※No. 6を参照 | 精神保健福祉課 |
| 再掲 (65) | 養護教育センター教育相談事業 | | ※No. 65を参照 | 養護教育センター |
| 再掲 (67) | 学校生活支援事業 | | | |
| | ③ | スクールカウンセラー活用事業 | ※No. 67-③を参照 | 教育委員会指導課 |
| 再掲 (69) | 不登校児童・生徒に対する相談、指導事業 | | | |
| | ① | 教育相談指導教室事業（不登校生・中学） | ※No. 69-①を参照 | 教育委員会指導課 |
| | ② | 教育相談事業（不登校・いじめ） | ※No. 69-②を参照 | 教育委員会指導課 |

(2) 専門的な相談支援体制の強化

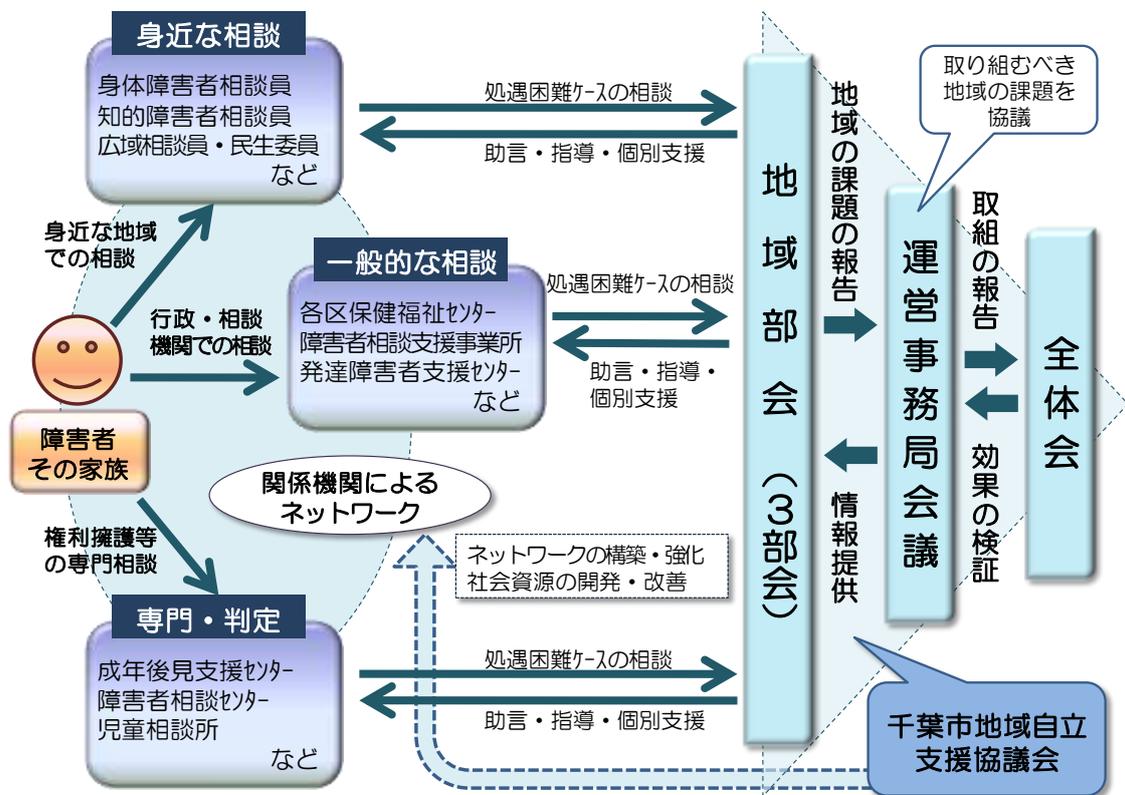
障害が多様化・複雑化していく中で、障害者相談センター、こころの健康センター、発達障害者支援センター、児童相談所、養護教育センターにおける専門性の高い相談支援体制の充実を図るとともに、地域自立支援協議会などを通じて強度行動障害のある方や医療的ケアを必要とする方などの事例に対応していくため、相談に応じる職員のスキルアップを図っていきます。

【主な事業】

| No. | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|------------|----------------|--|----------|
| | (詳細事業) | | |
| 4 | 地域自立支援協議会運営 | 相談支援を担う関係機関等で構成される地域自立支援協議会において、障害者の地域生活を支援するためのシステム作りや関係機関のネットワークの構築等に向けて定期的に協議を行います。 なお、地域部会では、困難事例への対応の協議等も行い、障害者相談支援事業者等に情報提供することにより、身近な相談窓口における対応の充実を図ります。 | 障害企画課 |
| 5 | 発達障害者支援センター運営 | 発達障害者支援を総合的に行う地域の拠点として、本人や家族等からの相談に応じるとともに、療育に関する指導や助言を行います。また、関係機関との連携強化を図り、地域における総合的な支援体制の整備に努めます。 | 障害者自立支援課 |
| 6 | 精神保健福祉相談事業 | 市民の心の健康の保持増進や精神疾患の早期発見、早期治療及び精神障害者の社会復帰を促進するため、こころの健康センター、保健福祉センターで相談を行い、訪問指導や受療援助の機能を強化します。 | 精神保健福祉課 |
| 7 | 障害児等療育支援事業 | 身近な地域で療育指導等が受けられるよう支援事業者が訪問又は外来による療育相談等を行います。また、施設に対し、療育に関する技術指導等も行います。 | 障害企画課 |
| 再掲 (65) | 養護教育センター教育相談事業 | ※ No. 65 を参照 | 養護教育センター |

| No. | 事業名 | | 事業内容 | 所管課 |
|------------|-------------------------|-----------------------------|--------------|--------------|
| | (詳細事業) | | | |
| 再掲 (67) | 学校生活支援事業 | | ※No. 67-③を参照 | 教育委員会 指導課 |
| | ③ | スクールカウンセラ ー活用事業 | | |
| 再掲 (69) | 不登校児童・生徒に対 する相談、指導事業 | | ※No. 69-①を参照 | 教育委員会 指導課 |
| | ① | 教育相談指導教 室事業（不登校 生・中学） | | |
| | ② | 教育相談事業 （不登校・いじ め） | | |

【 千葉市の相談支援体制 】



(3) 情報提供の充実

障害者が利用できる各種福祉サービスはもとより生活にかかわる情報まで、広報紙やインターネット等を通じた的確な情報提供を行います。

その際、カラーユニバーサルデザイン等に配慮したり、音声コードを付したりするなど、視覚障害や聴覚障害などの特性に配慮した情報提供、意思疎通に配慮します。

また、手話通訳者など障害者のコミュニケーション支援に関する知識・技能をもった支援者の養成もすすめます。

【主な事業】

| No. | 事業名 | | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--------------------------|--|---|----------|
| | (詳細事業) | | | |
| 8 | 障害者福祉のあんない 発行事業 | | 障害者が利用できる相談窓口や各種制度について、分野別に対象者、内容を掲載した冊子を作成するとともに、ホームページに掲載し、情報提供に努めます。 なお、視覚障害者に配慮し、音声コードを添付するほか、点字版も作成します。 | 障害者自立支援課 |
| 9 | 情報提供における配慮に関する事業 | | | |
| | ① | 点字市政だより | 視覚障害者に対し、点字により市政に関する情報を提供します。 | 障害者自立支援課 |
| | ② | 声の市政だより | 視覚障害者に対し、音声録音により市政に関する情報を提供します。 | 障害企画課 |
| | ③ | 点字即時情報ネットワーク | 社会福祉法人日本盲人会連合が提供する毎日の新しい情報を点字により提供します。 | 障害者自立支援課 |
| | ④ | 環境情報誌エコライフちば発行事業 | 環境に関する身近で有益な情報を広く市民に提供する冊子を作成するとともに、ホームページに掲載し、情報提供を行います。 なお、音声コードを添付し、視覚障害者にも配慮します。 | 環境保全課 |
| ⑤ | 点字版家庭ごみの減量と出し方ガイドブック発行事業 | 市内在住の視覚障害者向けに「点字版家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」を作成します。 | 収集業務課 | |

| No. | 事業名 | | 事業内容 | 担当課 |
|-------------|-------------|-----------------------|--|----------|
| | (詳細事業) | | | |
| 10 | 意思疎通支援事業 | | | |
| | ① | 手話通訳者設置事業 | 手話通訳者を本庁舎及び各保健福祉センターに配置し、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図ります。 | 障害者自立支援課 |
| | ② | 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業 | 手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣を行い、聴覚障害者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。 | 障害者自立支援課 |
| | ③ | 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 | 盲ろう者のコミュニケーションや移動等を円滑に支援するため、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。 | 障害者自立支援課 |
| | ④ | 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業 | 重度の障害者等のうち、介護者のいない方で、かつ、意思疎通が困難な方が入院した際に、医療従事者と円滑なコミュニケーションを図るための支援員の派遣費用を助成します。 | 障害企画課 |
| 11 | 意思疎通支援者養成事業 | | | |
| | ① | 手話通訳者養成事業 | 聴覚障害者の自立と社会参加の担い手となる手話通訳者を養成するため、必要な知識や技術を指導します。 | 障害者自立支援課 |
| | ② | 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業 | 盲ろう者の自立と社会参加の担い手となる通訳・介助員を養成するため、点字又は手話の知識を有する者に対して、盲ろう者に対する通訳及び移動等支援方法を指導します。 | 障害者自立支援課 |
| | ③ | 点訳・朗読奉仕員養成事業 | 視覚障害者のコミュニケーション確保のため、点訳又は朗読に必要な技術を持つ奉仕員を養成します。 | 障害者自立支援課 |
| 再掲 (22) | 日常生活支援事業 | | | |
| | ⑦ | 市役所コールセンターの運営 | ※No. 22-⑦を参照 | 広聴課 |
| 再掲 (108) | 図書館サービスの充実 | | ※No. 108を参照 | 中央図書館 |

基本目標 2 地域生活支援の充実

～地域や施設で暮らすためのサービスの充実～

障害者が地域で自立した生活を営むために、計画的な障害福祉サービス基盤の整備とともに、日常生活を送る上で必要となる多様な支援事業を展開し、経済的負担を軽減するための各種制度の周知と利用促進を図ることが求められています。

(1) 自立した地域生活への支援・促進

必要な時に必要なサービスを利用しながら地域で自立した生活をおくれるよう、障害福祉サービス及び地域生活支援事業をより充実させるとともに、サービス利用計画の作成体制の充実を図ります。

【主な事業】

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---------------------------|---|-------|
| | (詳細事業) | | |
| 12 | 訪問系サービス事業 | 居宅生活を支えるサービスとして居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援を実施します。 | 障害企画課 |
| 13 | 日中活動系サービス事業 | 障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所サービスを実施します。 | 障害企画課 |
| 14 | 居住系サービス事業 | 障害者の地域生活への移行や、家族との同居から自立した生活への移行を支援するため、今後の住まいの場の中心となる共同生活援助の充実を図るとともに、施設入所支援を実施します。 | 障害企画課 |
| 15 | 相談支援事業 | 障害者等が適切なサービスを利用するためのケアマネジメントを行う計画相談支援や、施設等から地域への移行及びその定着を支援するため、相談や情報提供などを行います。 | 障害企画課 |
| 16 | 障害福祉サービス等利用支援コーディネーター設置事業 | 各保健福祉センターにコーディネーターを配置し、障害者等の相談をはじめ、障害支援区分の調査、事業者との連絡調整等を行い、障害者支援の充実を図ります。 | 障害企画課 |
| 17 | 障害福祉サービス等ヘルパー研修事業 | 居宅介護事業所のヘルパー等を対象に、定期的な研修を行い、知識の向上を図ります。 | 障害企画課 |

| No. | 事業名 | | 事業内容 | 担当課 |
|-----|------------------------|-----------------------|--|-----------|
| | (詳細事業) | | | |
| 18 | 障害者支援施設訪問相談事業 | | 千葉県内の障害者支援施設に入所中の知的障害者で療育手帳再判定を要する者において、当センター来所判定が困難な者について訪問判定を行うとともに、本人の個別支援計画等についての意見交換、専門的な助言・指導等を行い、知的障害者への援護及び処遇の向上を図ります。 | 障害者相談センター |
| 19 | 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の整備 | | 障害者の自立と社会参加を目指し、介護や自立、就労のための訓練を行う障害者支援施設や障害福祉サービス事業所の整備を促進します。 | 障害企画課 |
| 20 | 障害福祉サービス事業所の開設支援 | | 新たに障害福祉サービス事業への参入を検討している者を対象に、講座（障害者支援版起業塾）を開催し、障害福祉サービス事業所への参入を促進します。 | 障害企画課 |
| 21 | 移動支援事業 | | 屋外での移動が困難な重度の視覚障害者・児、両上肢および両下肢に2級以上の障害のある身体障害者・児、知的障害者・児、一人での外出が困難な精神障害者に対し、外出のための支援を行います。 | 障害企画課 |
| 22 | 日常生活支援事業 | | | |
| | ① | 訪問入浴サービス事業 | 身体に重度の障害があり居宅において入浴が困難な障害者等に対し、訪問入浴車を派遣して、入浴の機会を供与します。 | 障害企画課 |
| | ② | 生活訓練事業 | 障害者に対して日常生活上必要な訓練・指導等を行います。 | 障害者自立支援課 |
| | ③ | 日中一時支援事業 | 日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害者等に対し、障害者支援施設等で日中活動の場を提供します。 | 障害企画課 |
| | ④ | 視覚障害者への資源物排出用特別指定袋の配布 | 視覚障害で単身世帯の方の内、申請があった方に、びん・缶・ペットボトル並びに点字書類を排出するための視覚障害者用資源物特別指定袋を配布します。 | 収集業務課 |
| | ⑤ | 障害者世帯等の粗大ごみの運び出し収集 | 粗大ごみの収集に際し、身近な人の協力を得ることが困難なため、自ら指定場所まで運び出すことができない障害者世帯、高齢者世帯等を対象に、屋内からの運び出し収集を実施します。 | 収集業務課 |
| | ⑥ | 高齢者等ごみ出し支援事業補助事業 | 家庭ごみを自らごみステーションに出すことが困難な高齢者世帯・障害者世帯のごみ出しを行う団体の活動を補助することで、これらの方々のごみ出しを支援します。 | 収集業務課 |

| No. | 事業名 | | 事業内容 | 担当課 |
|------------|------------------|---|---|---------|
| | (詳細事業) | | | |
| (22 続き) | 日常生活支援事業 | | | |
| | ⑦ | 市役所コールセンターの運営 | 市民からの行政サービスやイベントなどに関する電話等の問い合わせに、一元的に対応する市役所コールセンターを運営します。 | 広聴課 |
| | ⑧ | 戸籍全部事項証明書等宅配サービス事業 | 市内に住所を有する歩行等の困難な身体障害者、ねたきり高齢者等に対し、戸籍全部（個人）事項証明書・住民票の写し等の証明書を職員が出張して交付します。 | 市民サービス課 |
| | ⑨ | 電子申請サービス事業 | インターネットを介して自宅などから市への申請・届出等が行える電子申請サービスについて、利用者ニーズの高い手続きや携帯電話からの申請・届出を可能とするなど、利用者の利便性の向上を図ります。 | 業務改革推進課 |
| 23 | 障害の重度化等に対する支援事業 | | | |
| | ① | 強度行動障害者市単加算事業 | 強度行動障害児の支援を行う施設が生活支援員等の加配などを行った場合、必要な経費の一部を助成し、利用者への適切な指導・訓練等を支援します。 | 障害企画課 |
| | ② | 高齢重度障害者介護支援加算事業 | 手厚い介護や医療的サービスが必要な高齢障害者を受け入れている施設が生活支援員等の加配などを行った場合、必要な経費の一部を助成し、利用者の支援の向上を図ります。 | 障害企画課 |
| | ③ | 喀痰吸引等研修促進事業 | 喀痰吸引等医療的ケアを必要とする在宅障害者が、安心して日常生活を送れるよう、喀痰吸引等を実施できるヘルパーを増やすため、ヘルパー等が研修（第三号研修）を受ける費用を助成します。 | 障害企画課 |
| 24 | うつ病集団認知行動療法の実施 | うつ病で通院中の市民を対象に、集団認知行動療法を実施します。 | こころの健康センター | |
| 25 | 区支えあいのまち推進協議会の開催 | 地域の団体、社会福祉事業者などから選任された委員や公募委員等により構成された合議体で、区支えあいのまち推進計画の推進を目的として、議論や意見交換を通じて地域の生活課題や成果事例の共有、計画の進捗把握や推進方法の検討などを行います。 | 地域福祉課 | |

| No. | 事業名 | | 事業内容 | 担当課 |
|-------------|------------|-------------|---|------------|
| | (詳細事業) | | | |
| 26 | 選挙等における配慮等 | | | |
| | ① | 選挙情報の充実 | 選挙公報の点字版「選挙のお知らせ」及びその音声版を作成し、障害特性に応じて、選挙等に関する情報の提供を行います。 | 選挙管理委員会事務局 |
| | ② | 投票しやすい環境の整備 | 移動困難な方が円滑に投票できるよう、スロープを設置し投票所のバリアフリー化を行います。 また、拡大鏡・老眼鏡の貸出、コミュニケーションボードの掲出、車いすの貸出及び車いす用記載台の設置の他、必要に応じて係員が介助を行います。 | 選挙管理委員会事務局 |
| | ③ | 投票機会の確保 | 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、投票所での投票が困難な方の投票機会の確保に努めます。 また、投票所において、点字による投票、投票所の係員による投票用紙への代筆を行います。 | 選挙管理委員会事務局 |
| 再掲 (6) | 精神保健福祉相談事業 | | ※No. 6を参照 | 精神保健福祉課 |
| 再掲 (108) | 図書館サービスの充実 | | ※No. 108を参照 | 中央図書館 |

(2) 日中活動の場、生活の場の確保

福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行を促進するため、関係機関が連携して支援を行うほか、グループホームその他の障害福祉サービス事業所の整備を進めるとともに、地域活動支援センターなどの整備により、日中活動の場、生活の場の確保に努めます。

【主な事業】

| No. | 事業名 (詳細事業) | | 事業内容 | 担当課 |
|------------|------------------------|---------------|--|-------------|
| | | | | |
| 27 | 障害者グループホームの整備 | | 障害者が、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、日常生活の援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備を促進します。 | 障害企画課 |
| 28 | 地域活動支援センターの整備 | | 創作的な活動や生産活動、社会との交流など多様な活動の場を提供する地域活動支援センターの整備を促進し、地域における日中活動の場の確保を進めます。 | 障害企画課 |
| 29 | 学校跡施設の活用 | | | |
| | ① | 旧真砂第一小学校跡施設整備 | 旧真砂第一小学校跡施設を活用し、真砂コミュニティセンター・障害福祉サービス事業所・地域活動支援センターが入る複合施設とするため、施設の耐震及び大規模改修等の必要な整備を行います。 | 障害企画課 ほか |
| | ② | 旧高浜第二小学校跡施設整備 | 旧高浜第二小学校跡施設を活用し、療育センターの一部（ふれあいの家）・児童発達支援事業所・千葉大サテライトキャンパスが入る複合施設及び市立稲毛高校附属中学校(体育館・校庭部分)とするため、施設の大規模改修等の必要な整備を行います。 | 障害企画課 ほか |
| 30 | デイケアクラブ事業 | | 精神障害者の社会復帰に関する相談指導の一環として、各保健福祉センターにおいて料理、手芸、スポーツなどを通じた仲間づくりや社会参加の場としてのデイケアクラブを開催します。 | 精神保健福祉課 |
| 再掲 (19) | 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の整備 | | ※ No. 19 を参照 | 障害企画課 |
| 再掲 (20) | 障害福祉サービス事業所の開設支援 | | ※ No. 20 を参照 | 障害企画課 |

| No. | 事業名 | | 事業内容 | 担当課 |
|------------|-----------------|-----------------|--------------|-------|
| | (詳細事業) | | | |
| 再掲 (23) | 障害の重度化等に対する支援事業 | | | |
| | ① | 強度行動障害者市単加算事業 | ※No. 23-①を参照 | 障害企画課 |
| | ② | 高齢重度障害者介護支援加算事業 | ※No. 23-②を参照 | 障害企画課 |
| | ③ | 喀痰吸引等研修促進事業 | ※No. 23-③を参照 | 障害企画課 |

(3) 福祉用具利用支援の充実

障害者が地域で自立して生活していくために、補装具費及び日常生活用具費の適切な支給や障害者福祉センターにおける各種福祉機器の情報提供を充実し、障害者の自立や社会参加を促進します。

【主な事業】

| No. | 事業名 (詳細事業) | | 事業内容 | 担当課 |
|-----|----------------|---------------------|--|----------|
| | | | | |
| 31 | 補装具費支給事業 | | 身体障害者（児）、難病患者（児）の日常生活や社会生活の向上を図るために、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための補装具費（購入・修理）を支給します。 | 障害者自立支援課 |
| 32 | 日常生活用具給付等事業 | | | |
| | ① | 日常生活用具費支給等事業 | 在宅の重度障害者（児）、難病患者（児）の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具費を支給します。 | 障害者自立支援課 |
| | ② | 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業 | 小児慢性特定疾患（国制度）児に対し、便器や特殊マット等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。 | 健康支援課 |
| 33 | 福祉機器展示コーナー運営事業 | | 障害者福祉センターで開設している福祉機器展示コーナーにおいて、障害者等が日常生活で利用する車いすや入浴用具などの福祉用具を展示するとともに、福祉機器の使用方法や選定に関する相談に応じます。 | 障害企画課 |

(4) 経済的支援の充実

障害者への経済的な支援として福祉手当、医療費助成など、各種の手当や助成を行うほか、日常生活における経済的負担の軽減等に努めます。

【主な事業】

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|------------------|---|----------|
| | (詳細事業) | | |
| 34 | 心身障害者（児）福祉手当支給事業 | 特別障害者手当に該当しない在宅の 20 歳以上の重度の障害者及び障害児福祉手当に該当しない 20 歳未満の重度の障害者（児）を扶養する保護者に手当を支給します。 | 障害者自立支援課 |
| 35 | 心身障害者扶養共済事業 | 障害のある児・者を扶養している満 65 歳未満の方が加入者となり、毎月一定の掛け金を払い込み、加入者が死亡または重度障害になったとき、障害児・者に終身一定の年金を給付します。 | 障害者自立支援課 |
| 36 | 障害者通所交通費助成事業 | 障害者が通所施設、小規模作業所、デイケア等に通所する際、必要な交通費の一部を助成します。 | 障害者自立支援課 |
| 37 | 福祉タクシー事業 | 重度の障害者等がタクシーを利用する際に、その運賃の一部を助成します。 | 障害者自立支援課 |
| 38 | 自動車燃料費助成事業 | 重度の障害者等が自動車を利用する際に、その燃料費の一部を助成します。 | 障害者自立支援課 |
| 39 | 自動車改造費助成事業 | 身体障害者（上肢・下肢又は体幹機能障害 1・2 級）が、就労等の社会参加を行う目的で、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に自動車改造にかかる費用の一部を助成します。 | 障害者自立支援課 |
| 40 | 自動車運転免許取得助成事業 | 身体障害者が、就労等の社会参加のため、自動車免許を取得した場合に、その費用の一部を助成します。 | 障害者自立支援課 |
| 41 | グループホーム等家賃助成事業 | グループホームや生活ホームに入居する障害者の経済的負担の軽減と、自立と社会参加の促進を図るため、家賃の一部を助成します。 | 障害企画課 |
| 42 | 各種使用料等の減免 | 市内の各種文化施設、スポーツ施設等を利用する際、身体・知的・精神の障害者手帳を提示した障害者に対し、使用料の減免を行います。 | (各担当課) |

| No. | 事業名 | | 事業内容 | 担当課 |
|------------|-----------|---------------------|--------------|------------|
| | (詳細事業) | | | |
| 再掲 (51) | 各種医療費助成事業 | | | |
| | ① | 心身障害者 (児)医療費助成事業 | ※No. 51-①を参照 | 障害者自立支援課 |
| | ② | 小児慢性特定疾病医療支援 | ※No. 51-②を参照 | 健康支援課 |
| | ③ | ぜんそく等小児指定疾病医療費助成事業 | ※No. 51-③を参照 | 健康支援課 |
| | ④ | 未熟児療育医療給付事業 | ※No. 51-④を参照 | 健康支援課 |
| | ⑤ | 育成医療給付事業 | ※No. 51-⑤を参照 | 健康支援課 |
| 再掲 (67) | 学校生活支援事業 | | | |
| | ⑥ | 特別支援教育児童生徒学用品等扶助事業 | ※No. 67-⑥を参照 | 教育委員会学事課 |
| | ⑦ | 特別支援教育児童生徒学校給食費扶助事業 | ※No. 67-⑦を参照 | 教育委員会保健体育課 |
| 再掲 (93) | 更生訓練費支給事業 | | ※No. 93を参照 | 障害企画課 |

基本目標3 保健・医療の充実

～保健や医療分野との効果的な連携～

障害の原因となる疾病等を適切に予防し、その早期発見に努めるとともに、障害者が安心して医療を受けられ、健康の保持・増進が図られるよう、地域での医療体制の更なる充実が求められています。

(1) 障害の原因となる疾病等の予防と早期の対応の充実

生活習慣病など、障害の原因となる疾病等を予防し、早期に対応するため、各種健康診査や予防接種などを実施するほか、障害の軽減等に必要な受診を支援することにより、生涯を通じた健康維持・増進を支援します。

【主な事業】

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|------------|--|-------|
| | (詳細事業) | | |
| 43 | 乳幼児等健康診査事業 | 生後4か月・1歳6か月・3歳児健康診査、先天性代謝異常検査等を実施し、先天性の疾患、運動機能、視聴覚等の障害、発達の遅れ等の早期発見・治療に努めるとともに、育児不安を持つ保護者に対する援助を行い、育児支援を図ります。 | 健康支援課 |
| 44 | 養育支援訪問事業 | 育児不安の強い家庭や乳幼児健診未受診者に保健師等による家庭訪問を行い、育児不安や育児ストレスの解消を図るとともに、乳幼児健診の受診勧奨、障害の早期発見、療育相談等に応じます。 | 健康支援課 |
| 45 | 健康教育事業 | 健康に関する正しい知識の普及を図るため、講演会等の集団健康教育を行うほか、禁煙に関する個別健康教育を行います。 | 健康支援課 |
| 46 | 健康相談事業 | 疾病の予防や生活習慣の改善など、心身の健康に関する個々の相談に応じて、健康相談を行います。 | 健康支援課 |
| 47 | 訪問指導事業 | 健康管理上の問題を抱える対象者に対し、生活の質の維持・向上や家族への精神的支援を図るため、保健師等が家庭訪問による支援を行います。 | 健康支援課 |
| 48 | 検診体制等の充実 | 疾病の早期発見を図るため、がん検診等の受診率の向上に努めます。 | 健康支援課 |

| No. | 事業名 | | 事業内容 | 担当課 |
|-----|----------------------|--------------------|---|----------|
| | (詳細事業) | | | |
| 49 | 高齢者予防接種事業 | | | |
| | ① | 高齢者インフルエンザ予防接種事業 | 65 歳以上の高齢者に加えて、60 歳から 65 歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者に対してインフルエンザ予防接種を行います。 | 健康企画課 |
| | ② | 成人用肺炎球菌予防接種事業 | 65 歳以上の高齢者及び 60 歳以上の者であって心臓・じん臓若しくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者のうち、対象年齢の者に対し、肺炎球菌予防接種を行います。 | 健康企画課 |
| 50 | かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業 | | うつ病及び思春期精神疾患の早期発見・早期治療を図るため、かかりつけ医や学校関係者等に対し、適切なうつ病診療等の知識、技術及び精神科等の専門の医師との連携方法、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得するための研修を実施します。 | 精神保健福祉課 |
| 51 | 各種医療費助成事業 | | | |
| | ① | 心身障害者(児)医療費助成事業 | 重度の障害者(児)に対し保険診療の自己負担分を助成します。 | 障害者自立支援課 |
| | ② | 小児慢性特定疾病医療支援 | 慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、糖尿病などの慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図り、これらの疾患に対する治療研究を推進し、治療の確立・普及と患者家族の医療費負担の軽減を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。 | 健康支援課 |
| | ③ | ぜんそく等小児指定疾病医療費助成事業 | 小児慢性特定疾病医療支援の基準は満たさないが、市の認定基準を満たす場合に、医療費の一部を助成します。 | 健康支援課 |
| | ④ | 未熟児療育医療給付事業 | 生まれた時の体重が 2,000 グラム以下又は生活力が特に弱い未熟児で、養育のために指定医療機関で入院が必要と認められる場合、養育に必要な医療費を助成します。 | 健康支援課 |
| | ⑤ | 育成医療給付事業 | 身体に障害のある児童等に対し、手術等により障害の除去軽減ができる場合に、医療費の一部を助成します。 | 健康支援課 |

(2) 地域での医療体制等の充実

医療機関の受診にあたり特に配慮が必要な方に対応するため、日常の受診や健康診査時のサポート、休日・夜間における救急体制、訪問による診療・指導体制等の充実を図ります。

【主な事業】

| No. | 事業名 (詳細事業) | | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---------------|-----------------------|---|---------|
| | | | | |
| 52 | 歯科診療事業 | | | |
| | ① | 訪問歯科診療事業 | 40歳以上の在宅のねたき者に対して歯科診療サービスを提供し、心身の健康の保持増進を図ります。 | 健康企画課 |
| | ② | ねたき高齢者・心身障害者(児)歯科診療事業 | 市休日救急診療所でねたき高齢者と障害者(児)の歯科診療を行います。 | 健康企画課 |
| 53 | 精神科救急医療システム事業 | | 休日・夜間における精神症状の急変などに対応するため、24時間の緊急医療相談に応じるとともに速やかに医療が受けられる精神科救急医療システムの充実に努めます。 | 精神保健福祉課 |

基本目標 4 障害児に対する支援の充実

～療育、教育を一体的に支援する体制づくり～

適切な時期に適切な療育を行うことにより、障害の程度を軽減するとともに、いわゆる「二次障害」の発生を防ぎ、また障害児一人一人のニーズに応じ、学校卒業後まで一貫した教育や療育を行うことにより、もって、障害児が将来自立した生活を送ることができるようにするため、障害の早期発見・早期療育及び教育の体制の整備・充実が求められています。

(1) 早期発見・早期療育の体制の整備

乳幼児期における障害の早期発見・早期療育のため、療育センター等での検査・判定機能の充実を図るとともに、関連機関との連携により、ペアレントトレーニングなどを通じて、障害児の保護者に対する支援を強化します。

【主な事業】

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------|---------------|--|----------|
| | (詳細事業) | | |
| 54 | 療育センター運営事業 | 障害児の早期発見、早期療育の観点から、相談、指導、診断、検査、判定等を行い、障害に応じた訓練等を行うとともに、個別指導や保護者への相談支援の拡充を図ります。 また、障害児とその保護者の抱える課題の解決や適切なサービス利用のため、計画作成やサービス事業者との連絡調整等を行います。 | 障害企画課 |
| 55 | 大宮学園運営事業 | 障害児への指導、訓練等の専門的な療育を行うとともに、障害児の日中活動の場として充実を図ります。 | 障害企画課 |
| 56 | 桜木園運営事業 | 重症心身障害児に入所支援を通じて、治療や日常生活の指導を行うほか、在宅の重症心身障害児への支援の充実を図ります。 | 障害企画課 |
| 再掲 (5) | 発達障害者支援センター運営 | ※No. 5を参照 | 障害者自立支援課 |
| 再掲 (7) | 障害児等療育支援事業 | ※No. 7を参照 | 障害企画課 |
| 再掲 (43) | 乳幼児等健康診査事業 | ※No. 43を参照 | 健康支援課 |
| 再掲 (44) | 養育支援訪問事業 | ※No. 44を参照 | 健康支援課 |

| No. | 事業名 | | 事業内容 | 担当課 |
|------------|-----------|---------------------|--------------|----------|
| | (詳細事業) | | | |
| 再掲 (51) | 各種医療費助成事業 | | | |
| | ① | 心身障害者 (児)医療費助成事業 | ※No. 51-①を参照 | 障害者自立支援課 |
| | ② | 小児慢性特定疾病医療支援 | ※No. 51-②を参照 | 健康支援課 |
| | ③ | ぜんそく等小児指定疾病医療費助成事業 | ※No. 51-③を参照 | 健康支援課 |
| | ④ | 未熟児療育医療給付事業 | ※No. 51-④を参照 | 健康支援課 |
| | ⑤ | 育成医療給付事業 | ※No. 51-⑤を参照 | 健康支援課 |

(2) 障害児支援の充実

障害児に対し、療育センターの専門的療育の充実を図るとともに、障害児保育、幼稚園での特別支援教育、児童発達支援などの各種サービスの実施体制を強化します。

【主な事業】

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------|----------------------|--|----------|
| | (詳細事業) | | |
| 57 | 障害児通所支援事業 | 障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練など専門的な支援を行います。 | 障害企画課 |
| 58 | 障害児保育事業 | 障害のある児童で、保護者の就労等の事由により保育に欠けるものについて保育所での集団保育を行うことにより心身の発達を促し、社会生活に必要な基礎的能力を養成し、相互の理解を深め児童全体の人間性の育成に努めます。 | 保育運営課 |
| 59 | 保育アクションプログラム | 保育の質の向上を図るため、保育士等に対する研修の充実・強化を図ります。 | 保育運営課 |
| 60 | 私立幼稚園特別支援教育費補助事業 | 障害のある幼児の就園の機会の拡大を図ると共に、障害のある幼児の在籍する私立幼稚園における特別支援教育の充実と振興及び保護者の教育費負担軽減を図るため、市内私立幼稚園設置者及び公益社団法人千葉市幼稚園協会に対し補助金を交付します。 | こども企画課 |
| 61 | 認定こども園等障害児保育加算補助(仮称) | 障害のある児童の保育のため、職員を加配する認定こども園及び私立幼稚園の一部に対して人件費の補助を行います。 | こども企画課 |
| 62 | 保育環境改善事業 | 既存の保育所で障害児を受け入れるためにスロープの取り付けや保育室の段差解消など、必要な施設の修繕を計画的に行います。 | 保育支援課 |
| 63 | トイライブラリー運営事業 | 障害児の機能回復及び能力発達を促進するため、おもちゃの貸出や遊び方に関する相談等を行います。 | 障害者自立支援課 |
| 再掲(66) | 子どもルームの整備 | ※ No. 66 を参照 | 健全育成課 |

(3) 学校教育の充実

関係機関の連携のもと、入学から卒業後の進路まで、一貫した特別支援教育の充実を図るとともに、専門的な知識・経験を有する相談員等を学校に派遣するなどにより、児童生徒の支援体制の整備と指導力の向上を図ります。

また、児童生徒の学習環境の充実として教室の改修や備品の整備を行うとともに、就学に伴う経済的負担の軽減を図ります。

【主な事業】

| No. | 事業名 | | 事業内容 | 担当課 |
|-----|----------------|---------------------|---|-------------------|
| | (詳細事業) | | | |
| 64 | 幼保小関連教育推進事業 | | 幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、小学校と近隣の幼稚園・保育所が連携して交流活動を行うことで、入学当初の学校生活への適応を容易にします。 併せて、幼稚園・保育所職員と小学校教職員の相互理解を図ります。 | 教育委員会 指導課 |
| 65 | 養護教育センター教育相談事業 | | 障害等がある幼児、児童生徒、その保護者及び教職員等に対して、一人ひとりの教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、電話相談・来所相談・医療相談・学校訪問相談を行います。 | 教育委員会 養護教育センター |
| 66 | 子どもルームの整備 | | 就労等により昼間、家庭に保護者のいない児童を対象に遊び場や生活の場を提供し、健全育成を図るため、子どもルームを整備します。 | 健全育成課 |
| 67 | 学校生活支援事業 | | | |
| | ① | 障害のある子どもの学校生活サポート事業 | 通常の学級に在籍する肢体不自由児や難聴児等の学校生活を支援するために、児童生徒及び学校の実態に応じてボランティアを派遣します。 また、階段昇降機・FM補聴器等を必要とする児童生徒に対し貸出を行い、学習面や生活面を支援します。 | 教育委員会 養護教育センター |
| | ② | 特別支援教育指導員配置事業 | 小中学校の通常の学級に在籍する緊急に対応が必要なADHD（注意欠陥／多動性障害）等の児童生徒に対して、特別支援教育指導員を配置して、対象児童生徒の学習面や行動面等の困難さの改善を図ります。 | 教育委員会 養護教育センター |

| No. | 事業名 | | 事業内容 | 担当課 |
|------------|----------|---------------------|--|-------------------|
| | (詳細事業) | | | |
| (67 続き) | 学校生活支援事業 | | | |
| | ③ | スクールカウンセラー活用事業 | 児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するカウンセラーを配置し、児童生徒等の悩みの解消にあたります。 | 教育委員会 指導課 |
| | ④ | 小・中学校特別支援学級運営事業 | 小・中学校特別支援学級に在籍する児童生徒が使用する備品等の購入を進め、障害のある児童生徒の学校生活の充実を図ります。 | 教育委員会 指導課 |
| | ⑤ | 新設の特別支援学級等の備品整備 | 新設の特別支援学級・通級指導教室に対して多様な障害に対応した教育を充実させるために、必要な管理用備品を整備します。 | 教育委員会 養護教育センター |
| | ⑥ | 特別支援教育児童生徒学用品等扶助事業 | 小中学校の特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者に対し、要件に応じて学用品費、修学旅行費、その他就学に必要な経費を援助します。 | 教育委員会 学事課 |
| | ⑦ | 特別支援教育児童生徒学校給食費扶助事業 | 小中学校の特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者に対し、要件に応じて給食費の援助を行います。 | 教育委員会 保健体育課 |
| | ⑧ | 学校歯科事業 | 特別支援学校や小中学校特別支援学級の児童生徒や保護者を対象に、実技を通して児童生徒個々に応じた歯みがきや介助の必要性を啓発し、口腔衛生の充実を図ります。 | 教育委員会 保健体育課 |
| | 68 | 体験活動事業 | | |
| ① | | 長柄げんきキャンプ事業 | 特別支援学校・学級の児童生徒を対象に、豊かな自然環境の中で、宿泊体験など様々な体験活動を通しながら、基本的な生活習慣等を身につけ、自主性・社会性を高めるため、長柄げんきキャンプ事業を実施します。 | 教育委員会 指導課 |
| ② | | 長柄ジョイントキャンプ事業 | 不登校児童生徒を対象に、豊かな自然環境の中で様々な体験活動を通し、学校生活復帰に向けての自主性・社会性を高めるため、長柄ジョイントキャンプ事業を実施します。 | 教育委員会 教育センター |
| ③ | | 長柄ハッピーキャンプ事業 | 発達障害等の可能性のある児童生徒を対象に、豊かな自然環境の中で、宿泊体験など様々な体験活動を通しながら、基本的な生活習慣等を身につけ、自主性・社会性を高めるため、長柄ハッピーキャンプ事業を実施します。 | 教育委員会 養護教育センター |

| No. | 事業名 | | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---------------------|---------------------|---|-------------------|
| | (詳細事業) | | | |
| 69 | 不登校児童・生徒に対する相談、指導事業 | | | |
| | ① | 教育相談指導教室事業（不登校生・中学） | 心理的要因等による不登校生徒を対象とした「教育相談指導教室」を設置し、教育センターの家庭訪問相談員の派遣や来所相談を通して、適応指導教室やグループ活動につなげ、人間関係の改善と自我の確立を図り、学校生活への復帰を目指します。 | 教育委員会 指導課 |
| | ② | 教育相談事業（不登校・いじめ） | いじめや心理的な要因等による不登校児童生徒にかかわる相談などについて、電話による教育相談活動を行うほか、学校訪問により、その対応について指導や援助を行います。 | 教育委員会 指導課 |
| | ③ | 適応指導教室管理運営事業 | 適応指導教室（ライトポート花見川ほか）で少人数での個別指導を中心に自己の回復をめざし、学習活動やスポーツ活動への参加を通して学校生活への復帰を支援します。 | 教育委員会 教育センター |
| 70 | 学校施設の整備 | | | |
| | ① | 学校エレベーターの設置 | 既存校の中で車椅子を利用している児童生徒が通学、または通学を予定している学校について、必要に応じてエレベーターを設置します。 | 教育委員会 学校施設課 |
| | ② | 適正配置改修事業 | エレベーター設置に伴い昇降口や体育館にスロープ、手摺等の設置を行います。 | 教育委員会 学校施設課 |
| 71 | 教職員に対する支援 | | | |
| | ① | 学校訪問相談員派遣事業 | 通常の学級に在籍するADHD（注意欠陥／多動性障害）等の児童生徒の教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、小中学校に学校訪問相談員を派遣して、学校管理職や教職員に対する指導助言を行い、学校支援体制を確立し、児童生徒の困難な状況を改善していけるように支援します。 | 教育委員会 養護教育センター |
| | ② | 教職員研修運営事業 | 各種研修講座、研究を定期的に行い、特別支援教育に関わる教職員の資質の向上を図ります。 | 教育委員会 養護教育センター |

基本目標 5 社会参加の一層の推進
～相互に理解し、積極的に社会に参加していくための支援～

障害の有無にかかわらず、相互に個性を尊重し合うあたたかな共生社会を実現するためには、障害及び障害者に関する理解が不可欠です。

また、就労は、単に報酬等を得るためだけのものではなく、達成感や生きがい
 が得られるものであり、余暇活動と同様に、仲間づくり等にも繋がることから、
 障害者が積極的に社会に参加していくため、就労活動や余暇活動等への支援が求
 められています。

(1) 相互理解の推進

障害者団体との連携等により、障害者への差別をなくし、正しい理解の普及に
 努めるとともに、障害のある人とない人の交流機会を充実することにより相互理
 解の推進を図ります。

特に、福祉教育の取組みを支援することにより、次世代を担う子どもたちに対
 する理解の促進に努めます。

【主な事業】

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|-------------------|---|------------|
| | (詳細事業) | | |
| 72 | 障害者マークの普及 | 各種障害者に関するマークの啓発・広報を行い、障害に関する正しい知識及び理解を促進します。 | 障害者自立支援課 |
| 73 | 心の輪を広げる障害者理解促進事業 | 障害者理解の促進を図るため、作文及びポスターを募集し、最優秀作品を内閣府に推薦します。 なお、最優秀賞受賞者は12月に開催する「障害者福祉大会」において表彰します。 | 障害者自立支援課 |
| 74 | 障害者福祉大会開催事業 | 障害者福祉大会を開催し、障害者の自立促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別をこえた交流を図ります。 | 障害者自立支援課 |
| 75 | 心のふれあいフェスティバル開催事業 | 精神障害者の文化活動の発表、バザー、こころの健康相談などを行う心のふれあいフェスティバルを開催し、障害者同士や障害のない人との交流を図ります。 | こころの健康センター |
| 76 | ふれあいトークの開催 | 市社会福祉協議会が行う、子どもたちを対象にした障害者の講演等、福祉教育の取組みを支援します。 | 地域福祉課 |

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------|------------------------|--|---------------|
| | (詳細事業) | | |
| 77 | 社会福祉研修センターにおけるセミナー等の開催 | 市民を対象とした社会福祉セミナー等の研修を行い、障害者等への理解を広めます。 | 地域福祉課 |
| 78 | 社会福祉協議会地区部会活動の活性化支援 | 市社会福祉協議会地区部会が行う、地域住民同士の交流活動や福祉活動推進員への研修等の実施を支援し、地域福祉活動を促進します。 | 地域福祉課 |
| 79 | 障害者社会参加推進センター運営事業 | 障害者自らが社会参加施策を実施することにより、地域における自立社会と社会参加の推進を図ります。 | 障害者自立支援課 |
| 80 | 明るいくらし促進事業 | 精神障害者の社会復帰と自立促進、地域住民との交流及びボランティア団体の育成などを図るため、精神保健福祉教室等を開催します。 | こころの健康センター |
| 81 | 精神障害者家族セミナー | 他の精神障害者施設の見学や家族会の研修を通じて精神障害についての普及啓発の方法を学ぶことにより、家族会の活性化を促し、精神障害者の社会参加の促進を図ります。 | こころの健康センター |
| 82 | 地域精神保健福祉講演会の開催 | 精神疾患に関する知識と精神障害の正しい理解についての普及啓発を図るため、市民を対象とする地域精神保健福祉講演会を実施します。 | こころの健康センター |
| 再掲 (87) | 障害者職場実習事業 | ※No. 87を参照 | 障害者自立支援課 |
| 再掲 (95) | 授産製品の販売促進 | ※No. 95を参照 | 障害者自立支援課、(各区) |
| 再掲 (97) | 障害者スポーツ大会の開催等事業 | ※No. 97を参照 | 障害者自立支援課 |
| 再掲 (99) | 障害者とのスポーツ交流の促進 | ※No. 99を参照 | スポーツ振興課 |

(2) 一般就労の支援

障害者の一般就労に向けて、福祉、教育、労働などの関係機関の連携強化により、横断的かつ効果的な事業に取り組む一方、障害者の就労相談や職業訓練の充実、就労後の障害者の定着のための支援を行うほか、企業等に対し障害者雇用についての一層の理解と協力を求めて行きます。

【主な事業】

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|------------------|---|----------|
| | (詳細事業) | | |
| 83 | 特別支援学校教育振興事業 | 市立中学校特別支援学級及び特別支援学校の生徒の現場実習受け入れ事業所を確保し、個々にあったレベルできめ細かな現場実習が受けられるよう支援します。 | 教育委員会指導課 |
| 84 | 就労支援連携会議 | 市立養護学校、市立高等特別支援学校の就労支援コーディネーター、教頭と行政（障害者自立支援課・指導課・養護教育センター）で進路指導・職場実習・就労等についての情報交換を行います。 | 教育委員会指導課 |
| 85 | チャレンジドオフィスちばし | 「チャレンジドオフィスちばし」において、障害者が民間企業等で一般就労するための支援を行います。 | 人事課 |
| 86 | 特別支援学校へのセミナー開催 | 市内の特別支援学校において、生徒・保護者を対象に一般就労等への理解を深めるための説明会を開催します。 | 障害者自立支援課 |
| 87 | 障害者職場実習事業 | 一般就労を希望する障害者に対し、就職前に企業等で一定期間の実習を行い、相互理解を深めたうえで雇用に結びつけることにより、障害者の職場定着を図り、もって障害者の一般就労を促進する。 | 障害者自立支援課 |
| 88 | 知的障害者職親委託制度 | 職親として登録した事業経営者が知的障害者を一定期間預かり、生活指導及び技能習得訓練等を行います。 | 障害者自立支援課 |
| 89 | 障害者職業能力開発プロモート事業 | 障害者やその家族、支援者からの相談に応じるとともに、本人の状況や意向に合わせて就労に向けた支援を行うほか、企業からの相談に応じるとともに、就労後の定着支援を行います。 | 障害者自立支援課 |

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--------------------------------------|--|----------|
| | (詳細事業) | | |
| 90 | 障害者就業支援キャリアセンターの運営参画 | <p>県が設置した千葉障害者就業支援キャリアセンターの運営に参画し、障害者の就職に関する相談、就労準備訓練、職場実習、就労時の職場支援等を行い、事業主には、雇用に関する相談、企業内ジョブコーチの育成等を行います。</p> <p>その他、求人開拓、広報啓発や企業、養護学校、施設等とのネットワークの構築などを行います。</p> | 障害者自立支援課 |
| 91 | 障害者雇用促進就職面接会 | <p>就職の困難な障害者の雇用促進を図るため、千葉公共職業安定所等と共催して求人者・求職者を対象とした合同面接会を行い、雇用機会の確保に努めます。</p> | 経済企画課 |
| 92 | 障害者法定雇用率達成企業等に対する入札参加資格者の格付けにおける優遇制度 | <p>法定雇用率を達成した場合等に、建設工事入札参加資格者の格付けの基準となる評価点の加点を行います。</p> | 契約課 |
| 93 | 更生訓練費支給事業 | <p>自立訓練や就労移行支援等の更生訓練を受けている方に、訓練に使用する物品の購入費用の支給をおこなっています。</p> | 障害企画課 |

(3) 福祉的就労の支援

障害の程度等により、企業等での就労が困難な障害者に対して、作業所等の活動の場を確保する一方、授産製品の販路拡大、作業所等の経営指導や共同受注などへの支援を行い、工賃向上を図ります。

【主な事業】

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------|------------------------|---|---------------|
| | (詳細事業) | | |
| 94 | 障害者就労事業振興センターの運営参画 | 千葉県障害者就労事業振興センターの運営に県、船橋市及び柏市とともに参画し、授産製品の販路拡大や企業からの共同受注等を行うほか、新しい商品開発や各作業所等への経営指導、作業所等職員の資質の向上のための研修などを行います。 | 障害者自立支援課 |
| 95 | 授産製品の販売促進 | 各区役所において、市内の作業所等が生産した授産製品を販売し、市民に P R して販路拡大を図ります。 | 障害者自立支援課、(各区) |
| 96 | 福祉作業所運営事業 | 亥鼻福祉作業所と鎌取福祉作業所とを一体的に運営し、福祉的就労の支援とともに、一般就労への訓練等を実施します。 | 障害企画課 |
| 再掲 (19) | 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の整備 | ※ No. 19 を参照 | 障害企画課 |
| 再掲 (20) | 障害福祉サービス事業所の開設支援 | ※ No. 20 を参照 | 障害企画課 |

(4) 文化・スポーツ活動の充実

障害者や地域住民が気軽に参加できるよう、障害者福祉センター、療育センターふれあいの家等を拠点として、スポーツ・文化活動の機会を確保するとともに、健康づくりや生きがいづくりに繋がるよう活動事業の内容の充実を図り、より多くの障害者の参加を促進します。

【主な事業】

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|-----------------|---|----------|
| | (詳細事業) | | |
| 97 | 障害者スポーツ大会の開催等事業 | 障害者の社会参加はもとより、健康づくりや生きがいづくりを促進するため、各種教室、スポーツ活動の機会の確保、全国障害者スポーツ大会への参加支援などに取り組みます。 | 障害者自立支援課 |
| 98 | スケート教室の開催 | 気軽にアイススケートを楽しむことができるよう、毎週火曜に障害者を対象としたレクリエーションクラスを開催します。 | スポーツ振興課 |
| 99 | 障害者とのスポーツ交流の促進 | 障害者とのスポーツ交流を促進するため、各種団体が実施するスポーツ大会などに障害者が参加できるよう、働きかけます。 | スポーツ振興課 |
| 100 | スポーツ・レクリエーション事業 | 療育センターふれあいの家、障害者福祉センターにおいて、障害者の余暇活動の充実、社会参加へのきっかけづくり、リハビリテーションなどを目的に、スポーツ・レクリエーション講座を開催します。 | 障害企画課 |
| 101 | 創作的活動事業 | 療育センターふれあいの家、障害者福祉センターにおいて、障害者の余暇活動の充実、文化・教養の向上、社会参加へのきっかけづくりなどを目的に、様々な障害特性に対応した創作的活動を行う講座を開催します。 | 障害企画課 |
| 102 | 肢体不自由児激励会事業 | 市内の肢体不自由児及びその家族の交流と親睦を図るため、交流会を開催します。 | 障害者自立支援課 |
| 103 | 知的障害児激励会事業 | 市内の特別支援学級と特別支援学校に学ぶ児童生徒及びその保護者の交流と親睦を図るため、交流会を開催します。 | 障害者自立支援課 |
| 104 | 成人学習団体育成事業 | 中学校特別支援学級・特別支援学校の卒業生を対象に、市内小学校等の特別支援学級担当教諭指導のもと、社会人として必要な基礎的な知識・技能を身につける活動を支援します。 | 健全育成課 |

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------|----------------------|--|------------|
| | (詳細事業) | | |
| 105 | 精神障害者家族のつどい | 精神疾患についての知識や家族としての関わり方など、様々なテーマの講演会を実施するとともに、精神障害者の家族という同じ立場で情報交換と相互交流を図ります。 | こころの健康センター |
| 106 | うつ病当事者の会 | うつ病の当事者同士が話し合いを通じて支え合い、回復につながることを目指します。 | こころの健康センター |
| 107 | 地域福祉交流館の運営 | 子どもから高齢者まで広く市民が利用できる施設として、小中台・犢橋地域福祉交流館を運営し、地域福祉活動を促進します。 | 地域福祉課 |
| 108 | 図書館サービスの充実 | 視覚障害者等に対する対面音訳や来館が困難な方に対する図書館資料の郵送等による貸出のほか、点字図書、録音図書などの閲覧や読書を補助する機器が利用できる障害者サービスコーナーを中央図書館に整備する等により、誰もが利用しやすい図書館サービスの充実を図ります。 | 中央図書館 |
| 109 | 市民農園における車いす使用者用区画の貸出 | 車いす使用者が野菜作りなどの農作業を楽しめるよう、都市農業交流センターに整備した車いす使用者用プランターを貸し出します。 | 農業経営支援課 |
| 再掲 (30) | デイケアクラブ事業 | ※ No. 30 を参照 | 精神保健福祉課 |

(5) ボランティア活動の促進

障害者へのボランティア活動にあたり必要となる基本的知識や技能の習得に関する講座などを開催するとともに、様々な活動機会を提供することにより、市民のボランティア活動への参加を促進します。

【主な事業】

| No. | 事業名 | | 事業内容 | 担当課 |
|------------|------------------------|--------------|--|------------|
| | (詳細事業) | | | |
| 110 | ボランティアセンターの運営支援 | | ボランティア活動に関する情報の提供、講座の開催、コーディネート等を行う市社会福祉協議会のボランティアセンターを支援することにより、幅広い市民のボランティア活動への積極的な参加を促進します。 | 地域福祉課 |
| 111 | 市民活動支援センターの運営 | | 市民公益活動の促進を図るための拠点施設として市民活動支援センターを運営し、ボランティア活動やNPO活動に関する情報提供や活動場所の提供、活動に関する相談などを行います。 | 市民自治推進課 |
| 112 | 療育センターにおけるボランティア養成等事業 | | 障害者に対する基本的知識と理解を深めるとともに、手話等の技術を習得することを目的としたボランティア養成講習会を開催します。 | 障害企画課 |
| 113 | 精神保健福祉ボランティア事業 | | 精神保健福祉に関する普及啓発を図るとともに、精神保健福祉ボランティアとして活動できる人材を育成します。 | こころの健康センター |
| 114 | ボランティア活動推進協力校指定事業への支援 | | 児童生徒に対して、ボランティア活動へのきっかけづくりを行うため、市社会福祉協議会が市内の小中学校から指定したボランティア活動推進校でのボランティア学習の実施を支援します。 | 地域福祉課 |
| 115 | ボランティア活動支援事業（本人活動支援事業） | | 在宅の知的障害者によるボランティア活動を支援するため、その活動の機会を提供するとともに、その活動に関する便宜を図ります。 | 障害者自立支援課 |
| 再掲 (11) | 意思疎通支援者養成事業 | | | |
| | ③ | 点訳・朗読奉仕員養成事業 | ※No. 11-③を参照 | 障害者自立支援課 |

基本目標 6 生命、身体、財産の安全確保
～万一の時の安全・安心に配慮した支援体制づくり～

東日本大震災の発生以降、防災意識が高まっています。災害が発生した際の避難や避難所での生活支援等に対する不安を軽減し、実際に必要な支援が行えるような体制づくりのほか、生命・身体のみならず、財産を守るための防犯活動や権利擁護に向けた取り組みが求められています。

(1) 防犯・防災体制の整備

障害者が地域において安心して暮らせるよう、防犯街灯の設置・維持管理に対する助成や市民防犯活動を支援します。

また、災害発生時の救援・救助体制、避難支援体制を構築するほか、避難所における支援の充実を図ります。

【主な事業】

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---------------------------------|---|----------|
| | (詳細事業) | | |
| 116 | 市民防犯活動の支援 | 防犯パトロール隊への物品配付や各種講座の開催、防犯街灯の設置助成等を進め、市民の自主的な防犯活動を支援します。 | 市民サービス課 |
| 117 | 地域防犯ネットワーク | 市民、事業者及び警察と連携し、地域防犯を進めるネットワークを構築します。 | 市民サービス課 |
| 118 | 障害者家具転倒防止対策事業 | 金具を取り付けることが困難な重度の障害者のみの世帯に対し、家具の取付費用の助成を行います。(金具代は除く。) | 障害者自立支援課 |
| 119 | 聴覚障害者用火災警報器設置費の支給(日常生活用具費支給等事業) | 障害者のみの世帯のうち、重度の聴覚障害者がいる世帯に対して、光や振動等で聴覚障害者に火災を知らせることができる火災警報器の設置費用を支給します。 | 障害者自立支援課 |
| 120 | 住宅防火訪問指導 | 「住宅防火対策の推進」として、住宅火災による死傷者及び損害の低減を図るため、住宅用火災警報器などの住宅用防災機器の設置を促進するとともに、高齢者世帯などへの防火訪問指導等により防火対策を推進します。 | 消防局予防課 |

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|-------------------|---|----------------|
| | (詳細事業) | | |
| 121 | メールによる119番通報の受付 | 災害時の情報・伝達方法として、携帯電話等のメールからの緊急通報受付システムを導入し、希望登録制により、聴覚障害者からのメールによる緊急通報受付を行います。 | 消防局指令課 |
| 122 | 自主防災組織の育成 | 地域の住民が平常時からお互いに協力し合い「自分たちの町は自分たちで守る。」ということを目的に結成される自主防災組織の育成・支援を行います。 | 防災対策課 |
| 123 | 災害時における避難支援体制の強化 | 災害から障害者を守るため、避難行動要支援者名簿の町内自治会等への提供を進め、災害時に地域で避難支援を行う体制の整備に努めます。 | 防災対策課 |
| 124 | 避難行動要支援者名簿情報の活用 | 避難行動要支援者名簿システムで把握した要支援者情報をちば消防共同指令センターの指令管制システムに取り込むことで、火災や、風水害等の発生時に、災害地点から一定範囲の要支援者の安全を確保します。 | 消防局指令課 |
| 125 | オストメイト用装具預かり保管の実施 | 災害発生時に、オストメイトの方が自己のオストメイト用装具の調達を容易にできるよう、装具を市立施設で預かり保管します。 | 障害企画課 |
| 126 | 拠点福祉避難所の指定 | 要配慮者支援として、入院、加療は必要ではないものの、より専門性の高いサービスを必要とする方たちの二次避難先として、高齢者施設、障害者施設を中心に協定を結び、拠点福祉避難所の指定をすすめます。 | 高齢施設課 障害企画課 |
| 127 | 要配慮者向け防災用備蓄品の整備 | 災害時に必要に応じて開設される福祉避難室や拠点福祉避難所において、要配慮者向け防災用備蓄品の整備をすすめます。 | 高齢施設課 障害企画課 |

(2) 権利擁護の推進

障害者が地域で安心して自立した生活を送れるよう、判断能力の不十分な方の権利を擁護するとともに、障害者の人権を侵す虐待を防止するための取り組みをすすめます。

【主な事業】

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|----------------|--|-------------------|
| | (詳細事業) | | |
| 128 | 成年後見支援センター設置事業 | 判断能力が十分でない方が安心して地域で生活できるよう、弁護士による専門相談や後見人候補者の情報提供を行い、家庭裁判所への申立て手続きなどの支援をワンストップで提供します。また、市民後見人養成研修を実施し、後見人の担い手不足の解消に努めます。 | 高齢福祉課 |
| 129 | 成年後見制度利用支援事業 | 判断能力が不十分なために契約締結などの法律行為が困難な方が成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見開始の審判請求費用や後見人などの報酬を助成します。 | 高齢福祉課 障害者自立支援課 |
| 130 | 日常生活自立支援事業 | 判断能力が不十分なために適切なサービスの利用が困難な方が、住みなれた地域で安心して自立した生活を送れるように、千葉県社会福祉協議会が、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います。 | 地域福祉課 |
| 131 | 法人後見事業 | 千葉県社会福祉協議会が、対象者の財産管理や法律行為等の成年後見業務を、法人として受任します。 | 地域福祉課 |
| 132 | 消費者被害の防止 | 消費者被害防止に関する見守り講座の実施や情報提供など、悪質商法等による被害に遭わないための支援などを推進します。 | 消費生活センター |
| 133 | 障害者虐待の防止 | 各保健福祉センターに障害者虐待防止センターを設置するとともに、一時的に保護する居室を確保するなど障害者の権利・尊厳を脅かす虐待を防止します。また、障害者を養護している家族等（養護者）が介護疲れなどの原因で虐待を行わないよう、養護者の支援を行います。 | 障害者自立支援課 障害企画課 |

基本目標 7 生活環境の整備

～物理的な障壁のない安全・安心な都市基盤の整備～

障害の有無に関わらずすべての人が安全・安心に日常生活を送ることができるよう、公共交通機関、道路、建築物、住宅環境など誰もが利用しやすいバリアフリーのまちづくりが求められています。

(1) 住環境の整備

障害者の生活の場を確保するため、住宅のバリアフリー化を促進するとともに、グループホームの整備や障害者向け市営住宅の整備を促進します。

また、障害者のグループホーム等の家賃助成を行い、経済的負担を軽減します。

【主な事業】

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------|----------------|---|----------|
| | (詳細事業) | | |
| 134 | 市営住宅の建替え | 老朽化による市営住宅の建て替えに併せ、段差の解消や、手すり・エレベータの設置等建物のバリアフリー化を図るとともに、一部車椅子使用世帯向け住宅を整備します。 | 住宅整備課 |
| 135 | 障害者等住宅改造相談事業 | 障害者等に適した住宅改造の促進を図るため、専門知識を有する相談員による訪問相談事業を実施します。 | 障害企画課 |
| 136 | 障害者住宅改造費助成事業 | 重度の障害者世帯のバリアフリー化を促進するため、住宅の改造費の一部を助成します。 | 障害者自立支援課 |
| 再掲 (27) | 障害者グループホームの整備 | ※No. 27を参照 | 障害企画課 |
| 再掲 (41) | グループホーム等家賃助成事業 | ※No. 41を参照 | 障害企画課 |

(2) 公共施設等の整備

公共施設はもとより、公共性の高い施設等の建築主に対して指導や助言を行うことなどにより、オストメイト対応トイレ設備の整備など、バリアフリー化の取り組みを促進します。また、障害者の意見を取り入れながら施設設備の改修等を進めます。

【主な事業】

| No. | 事業名 | | 事業内容 | 担当課 |
|------------|-------------------|-------------|---|--------------------|
| | (詳細事業) | | | |
| 137 | オストメイト対応トイレ設備整備事業 | | オストメイトの社会参加を一層促進するため、市施設の既存の身体障害者用トイレにオストメイト対応トイレ設備を整備し、オストメイトの福祉向上を図ります。 | 障害企画課、 (各施設所管課) |
| 138 | スポーツ施設再整備事業 | | 障害者のスポーツ競技等への参加の機会をつくるため、市施設（体育館等）におけるバリアフリー化を推進します。 | スポーツ振興課 |
| 139 | 公民館の改修 | | 人に優しく、使いやすい公民館を目指し、トイレ改修等を進めます。 | 教育委員会 生涯学習振興課 |
| 140 | 都市公園のバリアフリー化 | | 安全で快適な公園利用を促進するため、公園の園路や出入口等のバリアフリー化を推進します。 | 公園管理課 公園建設課 |
| 再掲 (70) | 学校施設の整備 | | | |
| | ① | 学校エレベーターの設置 | ※No. 70-①を参照 | 教育委員会 学校施設課 |
| | ② | 適正配置改修事業 | ※No. 70-②を参照 | 教育委員会 学校施設課 |

(3) 安全な交通の確保

障害者がバリアを感じることなく気軽に外出できるよう、公共交通、道路などのバリアフリー化を進める一方、交通マナーの普及や放置自転車対策など、安全な交通環境の確保に努めます。

【主な事業】

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|----------------|--|---------|
| | (詳細事業) | | |
| 141 | 歩道の改良 | だれもが安全・安心に通行できるよう、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置などを推進します。 | 維持管理課 |
| 142 | 交通安全総点検 | 市、警察、市民、企業などの参加により、地域が一体となって道路交通環境の点検を行います。 | 維持管理課 |
| 143 | 交通安全教育事業 | 子どもの交通安全を図るため、安全交通推進員が小学校・保育所等を訪れ、交通安全教室を開催し、交通ルールとマナーの指導・啓発活動を行います。 | 市民サービス課 |
| 144 | 放置自転車対策の推進 | 歩道や駅前広場などの道路上において、歩行や救急車などの緊急車両の活動を阻害するほか、街の美観を損ねるなど様々な問題を生じさせている放置自転車等を解消するため、自転車駐車場の確保、放置自転車の撤去、利用マナーの向上に取り組みます。 | 自転車対策課 |
| 145 | 千葉都市モノレールの施設整備 | 誰もが安全で快適にモノレールを利用できるよう、駅舎施設へ多機能トイレの設置を進めるほか、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを更新するなど、バリアフリーへの取り組みを推進します。 | 交通政策課 |

第3部 障害福祉サービス提供の見込量等

(第4期千葉市障害福祉計画)

第1章 計画の基本的な考え方

1 指定障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

(1) 地域生活を支える訪問系サービスの充実

- ・障害者が地域で生活していくため、必要な訪問系サービスの充実を図ります。
- ・市内どこでも必要なサービスを受けられるよう、提供体制の強化を図ります。
- ・障害の重度化、介助者の高齢化などに対応したサービス内容の充実を図ります。

(2) 自立した生活を営むための日中活動系サービスの保障

- ・障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むために、必要な日中活動系サービスの充実を図ります。
- ・希望する障害者が、身近なところで必要なサービスを利用できるよう充実を図ります。
- ・教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで、一貫した効果的な療育・支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

(3) 地域における暮らしの場の確保

- ・障害者の福祉施設や病院からの地域生活への移行の促進や、家族との同居から自立した生活への移行を希望する方のために、グループホームの整備を促進します。
- ・啓発・広報活動や地域での交流活動を通して、障害に対する地域住民の理解を促進します。
- ・施設入所支援については、障害福祉に関する制度改正の中で入所施設のあり方等が議論されていることから、本計画期間は現状維持を基本とします。

(4) 就労支援の強化

- ・福祉施設から一般就労への移行を促進するために、就労移行支援事業等の充実を図ります。
- ・一般就労の困難な障害者のために、就労継続支援事業の充実を図るとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に基づき、授産製品の販路拡大など工賃向上を促進します。

(5) 相談支援体制の充実・強化

- ・障害者が地域で安心して暮らしていくために、障害者相談員や民生委員による身近な相談支援を行います。
- ・障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用のための計画相談支援や、地域生活への移行や緊急時のための地域相談支援を行う相談支援事業者の充実を図ります。
- ・障害者相談センター、こころの健康センター、発達障害者支援センター等において専門的な相談を行います。
- ・障害者の地域生活を支える相談支援体制の強化のため、地域の支援体制に関する課題を共有し、関係機関の連携の緊密化等について協議を行う自立支援協議会の充実を図ります。

2 平成29年度までに達成すべき目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

本市の福祉施設から地域生活への移行者は、第1期計画策定時点から平成26年度までに合わせて394人となっており、第3期障害福祉計画の目標値である436人には達していません。

第4期計画策定にあたっての国の基本指針においては、平成26年度末目標を未達成の場合には、その未達成割合を平成29年度末目標に加えることとしていますが、この目標値は国の基本指針に沿った値に独自の上乗せを行っており、国の基本指針に沿って定めた場合の目標値は上回っていることから、未達成割合を加えることはしないこととし、第4期計画策定にあたっての国の基本指針に沿った目標値を設定することとします。

一方、平成25年度末時点の施設入所者数は565人ですが、障害者生活実態・意向調査(平成25年度実施)の結果によると、障害福祉サービスの利用意向として、20%以上の方が施設入所支援の利用を希望していること、そして障害者及び介護者の高齢化は今後さらに進むと考えられることから、総入所者数を減少させることは難しい状況であるため、入所定員については、削減目標を設定しないこととします。

(国の基本指針)

| | |
|---|--|
| 地域生活移行者数 | 平成25年度末時点の施設入所者数の12%が地域生活へ移行する。 |
| 施設入所者数の削減 | 平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減する。 |
| ※平成26年度末目標が未達成の見込の場合は、それぞれの未達成割合を各平成29年度末目標に加えた割合以上を目標値とする。 | |

※「国の基本指針に基づく県の方向性」は、国の基本指針通りです。

【千葉市の目標値】

| 項目 | 目標値 | 備考 |
|----------|-------|------------------------------|
| 地域生活移行者数 | 68人以上 | 平成25年度末時点の施設入所者数(565人)の12%以上 |

【目標達成に向けた取り組み】

障害者が地域で自立した生活を営むために、居住の場であるグループホームの整備をすすめるほか、地域移行に向けた相談機能を一層充実させるとともに、関係機関との連携を強化することにより、安心して暮らしていくための仕組みを強化します。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

障害者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、障害者の地域生活を支援するための居住支援機能と地域支援機能をあわせ持つ拠点等について、国の基本指針に沿って、平成29年度末までに1か所以上整備することを目指します。

(国の基本指針)

| | |
|--------|--|
| 国の基本指針 | 障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等（地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制））について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。 |
|--------|--|

※「国の基本指針に基づく県の方向性」は、国の基本指針通りです。

【千葉市の目標値】

| 項目 | 目標値 | 備考 |
|---------------|-------|--------------------------|
| 地域生活支援拠点等の整備数 | 1箇所以上 | 国の基本指針に沿って、1箇所以上の整備を目指す。 |

【目標達成に向けた取り組み】

障害者自立支援協議会における現状や課題などの整理を進めるとともに、既存の相談支援事業所などの関係機関、特に居室や緊急時の受け入れ先となり得るグループホーム、短期入所事業等を事業所との機能分担・連携などのあり方の検討・協議を行います。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

第1期から第3期までの計画期間を通じて、福祉施設から一般就労への移行者の目標値は、平成17年度の実績11人を基準とし、国の基本指針に従い、その4倍の44人以上としてきました。

本市の福祉施設から一般就労への移行者は、平成26年度（H25.10.1～H26.10.1）において50人となっており、第3期計画で目標とした44人を上回る結果となっています。引き続き第4期計画においても国の基本指針に沿った目標値を設定し、福祉施設利用者の一般就労への移行を促進します。

また、国の基本指針では、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率を設定することとしていますが、一般就労に向けて就労移行支援を利用することが唯一の方法ではないことや、就労後の定着支援を視野に入れた丁寧な就労支援が重要であることから、本市においてはこれらの目標については設定しないこととします。

(国の基本指針)

| | |
|-------------------|--|
| 一般就労移行者数 | 平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。 |
| 就労移行支援事業の利用者数 | 平成29年度末における利用者数が、平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目指す。 |
| 就労移行支援事業所ごとの就労移行率 | 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を、全就労移行支援事業所の5割以上とすることを目指す。 |

※「国の基本指針に基づく県の方向性」は、国の基本指針通りです。

【千葉市の目標値】

| 項目 | 目標値 | 備考 |
|----------|--------|-----------------------------|
| 一般就労移行者数 | 112人以上 | 平成24年度の一般就労への移行実績(56人)の2倍以上 |

【目標達成に向けた取り組み】

障害者の一般就労に向けて、福祉、教育、労働などの関係機関の連携強化により、横断的かつ効果的な事業に取り組む一方、障害者一人ひとりの状況を踏まえた、就労相談、職業訓練、職場実習等の充実を図るとともに、就労後の定着支援等を通じて企業等に対する障害者雇用の一層の理解と協力を求めています。

第2章 指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

1 指定障害福祉サービス等の見込量算定の考え方

(1) 訪問系サービス

第3期計画期間の利用実績の伸びをベースに、障害者手帳交付者数の伸び等を勘案して見込みます。

また、重度障害者等包括支援は、現在、県内に事業者がなく利用実績はありませんが、事業者の新規参入により利用者が発生することを想定して見込みます。

(2) 日中活動系サービス

第3期計画期間の利用実績の伸びをベースに、障害者手帳交付者数の伸び等を勘案して見込みます。

平成24年度の児童福祉法改正以降、利用が大幅に増加している児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、今後も増加すると考えられるニーズに応える必要があることから、平成24年度以降の利用実績の伸び等を勘案して見込みます。

また、保育所等訪問支援は、これまで利用実績がありませんが、今後利用が発生することを想定して見込みます。

医療型児童発達支援は、利用実績及び利用契約者数を勘案し、現状維持として見込みます。

(3) 居住系サービス

共同生活援助は、施設入所者の地域移行目標者数や介護者の高齢化による利用者数の伸び等を勘案して見込みます。

施設入所支援は、利用実績は減少傾向にありますが、障害者本人の高齢化・重度化や介護者の高齢化を見据えて、現状維持として見込みます。

また、障害児入所支援(福祉型・医療型)は、第3期計画期間の利用実績の伸びをもとに見込みます。

(4) 相談支援

計画相談支援及び障害児相談支援は、サービスの支給決定を受ける方の全てに対して計画を作成することとして、利用者数を見込みます。

また、地域相談支援は、施設入所者の地域移行目標者数等を勘案して見込みます。

2 指定障害福祉サービス等の見込量確保の方策

(1) 訪問系サービス

障害福祉サービス事業者連絡協議会や事業者説明会等を通じて、事業者にホームヘルパーの増員を働きかけるとともに、障害者へのサービスを提供していない介護保険の訪問介護事業所等への情報提供に努め、事業者の一層の参入を促進します。

また、ホームヘルパーが、医療的ケアが必要な重度障害者等にも支援を行えるよう、必要な研修の受講を支援します。

重度障害者等包括支援は、居宅介護、短期入所、生活介護等複数のサービスを提供している事業者等に、事業の実施を働きかけます。

同行援護、行動援護については、事業者の参入を促進するとともに、利用者への情報提供に努めます。

(2) 日中活動系サービス

市の未利用地や公共施設の跡施設の有効活用の検討や「障害者支援版起業塾」の開催等により、事業者の参入を促進します。

また、指定事業者等への説明会において必要な情報提供を行うなどを通じて、事業者の参入を促進します。

(3) 居住系サービス

共同生活援助は、民間事業者の参入により事業者数は増加していますが、施設や精神科病院からの地域移行を更に促進するとともに、介護者の高齢化によるニーズの増加に対応するため、必要な助成を行い、積極的な整備を進めます。

(4) 指定相談支援・障害児相談支援

指定相談支援事業者の確保に努めます。また、従事する相談支援専門員を養成するため、指定障害福祉サービス事業者に対し、相談支援従事者研修の受講等を促します。

3 指定障害福祉サービス等の見込量

(各年度1か月あたりの数値)

| サービスの種類 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------------------|----------------|----------|----------|----------|
| (1) 訪問系サービス | | | | |
| 居宅介護 | 利用量 (時間分/月) | 25,872 | 28,200 | 30,748 |
| | 利用者数 (実人/月) | 1,056 | 1,151 | 1,255 |
| 重度訪問介護 | 利用量 (時間分/月) | 15,612 | 18,474 | 21,857 |
| | 利用者数 (実人/月) | 60 | 71 | 84 |
| 行動援護 | 利用量 (時間分/月) | 567 | 586 | 604 |
| | 利用者数 (実人/月) | 31 | 32 | 33 |
| 重度障害者等 包括支援 | 利用量 (時間分/月) | 418 | 418 | 418 |
| | 利用者数 (実人/月) | 1 | 1 | 1 |
| 同行援護 | 利用量 (時間分/月) | 3,256 | 3,317 | 3,377 |
| | 利用者数 (実人/月) | 162 | 165 | 168 |
| (2) 日中活動系サービス | | | | |
| 生活介護 | 利用量 (延人日/月) | 32,180 | 33,467 | 34,813 |
| | 利用者数 (実人/月) | 1,601 | 1,665 | 1,732 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 利用量 (延人日/月) | 257 | 277 | 297 |
| | 利用者数 (実人/月) | 13 | 14 | 15 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 利用量 (延人日/月) | 1,408 | 1,654 | 1,954 |
| | 利用者数 (実人/月) | 80 | 94 | 111 |
| 就労移行支援 | 利用量 (延人日/月) | 5,593 | 7,275 | 9,452 |
| | 利用者数 (実人/月) | 316 | 411 | 534 |

| サービスの種類 | | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------------|----------------|----|----------|----------|----------|
| 就労継続支援 (A型) | 利用量 (延人日/月) | | 2,277 | 2,753 | 3,333 |
| | 利用者数 (実人/月) | | 110 | 133 | 161 |
| 就労継続支援 (B型) | 利用量 (延人日/月) | | 10,605 | 11,568 | 12,600 |
| | 利用者数 (実人/月) | | 606 | 661 | 720 |
| 療養介護 | 利用量 (延人日/月) | | 2,418 | 2,511 | 2,604 |
| | 利用者数 (実人/月) | | 78 | 81 | 84 |
| 福祉型 短期入所 | 利用量 (延人日/月) | | 2,322 | 2,412 | 2,511 |
| | 利用者数 (実人/月) | | 258 | 268 | 279 |
| 医療型 短期入所 | 利用量 (延人日/月) | | 318 | 336 | 354 |
| | 利用者数 (実人/月) | | 53 | 56 | 59 |
| 児童発達支援 | 利用量 (延人日/月) | | 2,947 | 3,713 | 4,678 |
| | 利用者数 (実人/月) | | 486 | 583 | 700 |
| 放課後等 デイサービス | 利用量 (延人日/月) | | 9,205 | 10,678 | 12,386 |
| | 利用者数 (実人/月) | | 743 | 825 | 916 |
| 保育所等訪問支援 | 利用量 (延人日/月) | | 2 | 2 | 2 |
| | 利用者数 (実人/月) | | 1 | 1 | 1 |
| 医療型児童発達支援 | 利用量 (延人日/月) | | 310 | 310 | 310 |
| | 利用者数 (実人/月) | | 50 | 50 | 50 |

| サービスの種類 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------------------|----------------|----------|----------|----------|
| (3) 居住系サービス | | | | |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 利用者数 (実人/月) | 465 | 526 | 587 |
| 施設入所支援 | 利用者数 (実人/月) | 762 | 762 | 762 |
| 福祉型 障害児入所支援 | 利用者数 (実人/月) | 36 | 39 | 43 |
| 医療型 障害児入所支援 | 利用者数 (実人/月) | 29 | 32 | 36 |
| (4) 相談支援 | | | | |
| 計画相談支援 | 利用者数 (実人/月) | 203 | 312 | 435 |
| 地域移行支援 | 利用者数 (実人/月) | 4 | 4 | 4 |
| 地域定着支援 | 利用者数 (実人/月) | 69 | 92 | 114 |
| 障害児相談支援 | 利用者数 (実人/月) | 56 | 94 | 140 |

第3章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態等により効率的・効果的に実施する事業です。実施が義務付けられている「必須事業」と、市町村の判断により地域の実情に応じて実施する「任意事業」があります。

1 必須事業

(各年度年間の数値)

| 事業の種類 | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 実施に関する考え方 (確保の方策) |
|-----------------|-------|--------|--------|--------|--|
| (1) 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 | 障害者週間事業の一環として、障害者(児)の自立の促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別を越えた交流を図るため、障害者福祉大会の企画・運営を千葉市身体障害者連合会に委託して実施します。 |
| (2) 自発的活動支援事業 | | | | | |
| ①本人活動支援事業 | 事業数 | 3 | 3 | 3 | 在宅の知的障害者本人によるボランティア活動を支援するため、その活動の機会を提供するとともに、その活動に関する便宜を図るため、千葉市手をつなぐ育成会に委託して実施します。 |
| ②明るいくらし促進事業 | | | | | 精神障害者やその家族及び地域住民との交流を図ることにより、精神障害者の社会参加の促進を図るため、NPO 法人千家連に委託して実施します。 |
| ③精神障害者家族セミナー | | | | | 他の精神障害者施設の見学や家族会の研修を通じて精神障害についての普及啓発の方法を学ぶことにより、家族会の活性化を促し、精神障害者の社会参加を促進を図るため、NPO 法人千家連に委託して実施します。 |

| 事業の種類 | 単位 | 平成27 年度 | 平成28 年度 | 平成29 年度 | 実施に関する考え方 (確保の方策) |
|--------------------------|---------|------------|------------|------------|--|
| (3) 相談支援事業 | | | | | |
| ①障害者相談支援事業 | 箇所数 | 7 | 7 | 7 | 障害者やその保護者、介護者からの相談、その他必要な支援を市内の障害児(者)施設に委託して実施します。 |
| ②障害児等療育支援事業 | 箇所数 | 10 | 10 | 10 | 身近な地域で療育指導等が受けられるよう、障害児(者)施設等の有する機能を活用して実施します。 |
| ③発達障害者支援センター運営事業 | 箇所数 | 1 | 1 | 1 | 発達障害児(者)に対する総合的な支援拠点として療育センター内に設置し、社会福祉法人に委託して実施します。 |
| | 実利用見込者数 | 1,351 | 1,504 | 1,657 | |
| (4) 成年後見制度利用支援事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 | 千葉県成年後見支援センター及び障害者相談支援事業所等での広報・相談等により、制度の周知を図ります。 |
| (5) 意思疎通支援事業 | | | | | |
| ①手話通訳者設置事業 | 設置者数 | 7 | 7 | 7 | 聴覚障害者のコミュニケーション手段を確保するため、本庁舎及び各区保健福祉センターに手話通訳者を配置するとともに、手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣事業を(福)千葉県聴覚障害者協会へ委託して実施します。 |
| ②手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業 | 実利用見込者数 | 243 | 245 | 247 | |
| ③重度障害者入院時コミュニケーション支援事業 | 実利用見込者数 | 1 | 1 | 1 | 利用者のほか、事業者説明会等の機会を通して関係者等に周知します。 |
| ④盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 | 盲ろう者のコミュニケーションや移動等を確保するため、四州市(千葉県・船橋市・柏市・千葉市)共同事業として、千葉盲ろう友の会へ委託して実施します。 |
| (6) 意思疎通支援者養成研修事業 | | | | | |
| ①手話通訳者養成事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 | 聴覚障害者のコミュニケーション等の支援者として、通訳に必要な技術や知識を習得した手話通訳者を養成します。 |
| ②盲ろう者向け通訳・介助員養成事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 | 盲ろう者の自立と社会参加の担い手として、四州市(千葉県・船橋市・柏市・千葉市)共同事業により、通訳及び移動等の支援方法を習得した通訳・介助員を養成します。 |

| 事業の種類 | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 実施に関する考え方 (確保の方策) |
|------------------------|-------------|--------|--------|--------|--|
| (7) 日常生活用具給付等事業 | | | | | |
| ①介護・訓練支援用具 | 実利用 見込件数 | 46 | 46 | 46 | 地域で生活する障害者の利便性の向上を図ります。また、障害者の生活実態や技術進歩に対応した品目選定等に努めます。 |
| ②自立生活支援用具 | | 137 | 137 | 137 | |
| ③在宅療養等支援用具 | | 130 | 130 | 130 | |
| ④情報・意思疎通支援用具 | | 140 | 140 | 140 | |
| ⑤排泄管理支援用具 | | 19,711 | 21,484 | 23,417 | |
| ⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) | | 12 | 12 | 12 | |
| (8) 移動支援事業 | 実利用 見込者数 | 724 | 782 | 844 | 事業者数は着実に増えていますが、移動支援の登録をしていない介護保険の訪問介護事業者等への情報提供に努め、事業所の一層の参入を促進します。 |
| | 延利用見込時間 | 83,622 | 90,321 | 97,482 | |
| (9) 地域活動支援センター | | | | | |
| (I型) | 箇所数 | 6 | 6 | 6 | 利用者に創作的活動、生産活動の機会等を提供する事業(II型、III型)を実施するほか、これに加えて精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業(I型)を実施します。また、地域活動支援センター(III型)については、障害者支援版起業塾により、法定外事業所からの移行を促進します。 |
| | 実利用 見込者数 | 420 | 420 | 420 | |
| (II型) | 箇所数 | 3 | 3 | 3 | |
| | 実利用 見込者数 | 129 | 129 | 129 | |
| (III型) | 箇所数 | 13 | 14 | 15 | |
| | 実利用 見込者数 | 431 | 464 | 497 | |

2 任意事業

(各年度年間の数値)

| 事業の種類 | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 実施に関する考え方 (確保の方策) |
|--------------------------|---------|--------|--------|--------|--|
| (1) 福祉ホーム事業 | 箇所数 | 1 | 1 | 1 | 地域における住まいの場を確保するため、民間事業者への補助事業により実施します。 |
| | 実利用見込者数 | 5 | 5 | 5 | |
| (2) 訪問入浴サービス事業 | 箇所数 | 15 | 16 | 17 | 訪問入浴サービスの登録をしていない介護保険の訪問入浴介護事業者等への情報提供に努め、事業所の一層の参入を促進します。 |
| | 実利用見込者数 | 50 | 54 | 58 | |
| (3) 生活訓練事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 | 障害者の生活支援のため、これまで行ってきた事業を関係団体等に委託して実施します。 |
| (4) 日中一時支援事業 | 実利用見込者数 | 655 | 675 | 695 | 障害者等の日中の活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を確保するため、利用の伸びに対応した事業の実施を図ります。 |
| (5) 社会参加促進事業 | 事業数 | 6 | 6 | 6 | スポーツ大会や芸術文化活動、点字や声の広報等、これまで行ってきた事業を引き続き実施するとともに、各事業の周知を図ります。また、新たなニーズ等を踏まえた見直しを行い、障害者の社会参加の更なる促進を図ります。 |
| (6) 障害者虐待防止対策支援事業 | | | | | |
| ①障害者虐待防止事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 | 障害者の権利・尊厳を脅かす虐待を防止するとともに、障害者を擁護している家族等(養育者)を支援することを目的とし、引き続き各保健福祉センターに千葉県障害者虐待防止センターを設置します。また、被虐待者を一時的に受け入れる施設を確保し、緊急時には積極的に一時保護を行います。 |
| ②障害者虐待防止センター運営事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 | |
| ③障害者虐待防止一時保護居室確保事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 | |

| 事業の種類 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成28 年度 | 平成29 年度 | 実施に関する考え方 (確保の方策) |
|---------------------|-------------|-------------|------------|------------|-----------------------------------|
| (7) 更生訓練費 支給事業 | 実利用 見込者数 | 20 | 20 | 20 | 障害者の社会参加を促進する観点から、訓練に必要な経費を支給します。 |
| (8) 知的障害者 職親委託事業 | 実利用 見込者数 | 1 | 1 | 1 | 知的障害者を対象に生活指導を含めた就労訓練の一環として実施します。 |

第4部 計画の推進に向けて

1 関係機関・地域等との連携

障害者施策は、福祉、保健・医療、雇用、教育等の様々な分野を対象とするものであり、また身近な地域での結びつきを強め、支え合う体制を整備するためには、各分野との連携が重要であることから、庁内関係部局の連携はもとより、サービス提供事業者、障害者団体、社会福祉協議会等の関係機関、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、民間企業、医療機関、国・県などの関係行政機関等との連携強化に努めます。

2 当事者の障害者施策への参加

障害者の視点に立った施策展開には、当事者が各種障害者施策へ参加、参画することが重要であることから、あらゆる機会を捉えて、障害者及び家族等のニーズや意見を把握し、施策に反映させていきます。

3 進行管理と評価

この計画は、本市における障害者施策全般に関わる基本理念、基本目標などを定めた基本計画という性格のみならず、障害福祉サービス等の実施に関する実施計画という性格ももっていますので、実施状況の把握、点検及び評価を行い、計画の進捗状況の確認を行います。

4 計画の弾力的運用

法改正等に伴う制度改正や、障害者の高齢化・重度化、生活環境の変化、財政事情の動向など社会経済環境の変化に応じて計画の弾力的運用に努めます。